

行政常任委員会

令和 6 年 3 月 7 日（木）

午前 10 時 00 分開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、病気のため村田幸隆委員、同じく病気のため内山左和子委員でございます。

今日から委員会審査に入るわけなんですけれども、一応予定といたしましては、3月15日まで7日間ということなんですけれども、前は6日間で終わっておりますけれども、15日をめどに総額197億5,000万余りの審査を慎重にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本日につきましては、財政課、総務課、選挙管理委員会、政策調整課、議会事務局、会計課、監査委員事務局を本日の審査対象の課としておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

また、予算審査につきましては、尾鷲市の議会に提出する議案等の順序を定める規定によりまして、まず条例関係、次に5年度の補正予算の第9号、そして、3番目に当初予算、そして、4番目に6年度の補正予算の第1号を審査する順序で進めさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

まず初めに、市長から御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、一昨日までの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第2号、尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてから議案第24号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてまでの23議案と一昨日追加させていただきました議案第27号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第29号、令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの3議案を合わせた合計26議案でございます。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査い

ただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、審査に入ります前に一つだけ報告させていただきたいことがございます。

せんだって、皆様方のタブレットのほうで配信させていただきました「みえ春ぶり宣言」、本日午前８時から開催し、無事終了いたしました。特に今回、テレビ局のほうからNHK、中京テレビ、三重テレビ、ZTV、新聞社のほうからは中日新聞、朝日新聞、読売新聞、伊勢新聞、紀勢新聞、南海日日新聞など、たくさんの報道機関がお越しいただきまして、結構パブリシティとして報道していただける予定でございます。非常に期待しております。

なお、それを受けまして、具体的に３月１６日に東京駅の八重洲広場のイベント広場の中で一角をお借りしまして、この「春ぶり」の宣伝・販売、もちろん甘夏の宣伝・販売、この二つを兼ねて１６日にイベントをさせていただきますので、併せて報告させていただきます。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、早速ですが、財政課に、所管の議案３本、補正から順番によろしくお願いをいたします。

○岩本財政課長 それでは、まず、議案第１６号、令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明を申し上げます。

まず、補正予算書の１ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第１条第１項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億９５７万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１８億４１４万３,０００円とするものでございます。

続きまして、１４、１５ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、最下段にあります１０款１項１目地方交付税は６,０７７万９,０００円を増額するもので、これは国の補正予算により普通交付税が追加交付されたものでございます。この追加交付の内訳は、臨時経済対策費として３,３２７万２,０００円、臨時財政対策債償還基金費として２,４９６万１,０００円及び普通交付税の調整額復活分として２５４万６,０００円でございます。

続きまして、１８、１９ページを御覧ください。

これも最下段の１６款財産収入、１項財産運用収入、３目基金運用収入６４万１,

０００円の増額のうち、財政課分は１１万５，０００円で、これは基金の運用利子でございます。

次に、２０、２１ページを御覧ください。

１８款繰入金、１項基金繰入金、６目尾鷲みどりの基金繰入金８４４万２，０００円の減額は、繰入れ対象事業費の減少によるものでございます。

また、２項特別会計繰入金、２目後期高齢者医療事業会計繰入金３，５１３万９，０００円の増額は、前年度の療養給付費市町負担金の精算に伴うものでございます。

次に、２０款諸収入、５項雑入、１目雑入のうち、財政課分は２節総務費雑入の三重県市町村振興協会市町交付金１１万７，０００円の増額で、これは交付額の確定によるものでございます。また、全国市有物件災害共済金１３０万９，０００円につきましては、台風７号で被災した公共施設の修繕に対する共済金で、聖光園、市民文化会館等計１０施設分でございます。

続きまして、２２、２３ページを御覧ください。

次に、２１款市債、１項市債、１目民生債７３０万円の増額及び２目衛生債１，０００万円の増額は、心身障害者医療費助成事業債から予防接種事業債まで、それぞれ過疎債ソフト分の配分額増加に伴うもので、過疎債のソフト分につきましては、当初６，３６０万円のところ１，７３０万円増加し、８，０９０万円となっております。

次に、４目土木債６５０万円の増額のうち、５節都市計画事業債２，１００万円の増額は、県事業として実施していただいている尾鷲港新田線整備事業費の増加に伴う街路整備事業債の増額でございます。そのほか、橋梁整備事業債等につきましては、それぞれ起債対象事業費の減少に伴うものでございます。

続きまして、２４、２５ページを御覧ください。

歳出でございます。

２款総務費、１項総務管理費のうち、３目財産管理費３億２５４万３，０００円の増額は、基金積立金として今回の補正に伴う財政調整基金積立金２億７，５１１万２，０００円、また、減債基金積立金２，４９６万７，０００円の増額は、今回の普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策債償還基金分２，４９６万１，０００円及び預金利子を合わせて積み立てるものでございます。そのほかの積立金につきましては、預金利子及び繰入れ対象事業費の減少に伴うものでございます。

続きまして、２６、２７ページを御覧ください。

中段にあります３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費４６６万３，

〇〇〇円の増額は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額で、これは保険基盤安定繰出金等の額の確定によるものでございます。

次に、２８、２９ページを御覧ください。

次に、８目後期高齢者医療費６５０万６,０００円の減額のうち、財政課分は後期高齢者医療事業特別会計繰出金６４７万４,０００円の減額で、こちらにつきましても保険基盤安定繰出金等の額の確定に伴うものでございます。

続きまして、３４、３５ページを御覧ください。

４款衛生費、５項上水道費、１目上水道整備費１２７万２,０００円の減額は、繰り出し対象事業費の減少に伴う水道事業会計負担金の減額でございます。

次に、６項病院費、１目病院費につきましては、財源更正でございまして、ふるさと応援基金繰入金の充当額の調整に伴うものでございます。

続きまして、９ページにお戻りください。

第４表地方債補正でございます。追加の１件につきましては、過疎債ソフト分の増加に伴い、新たに母子父子福祉事業に充当したことによるものでございます。また、変更９件につきましては、過疎債ソフト分の増加及び起債対象事業費の変更に伴う限度額の変更でございます。

財政課に係る補正予算第９号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 平成５年度の一般会計補正予算の第９号の説明は以上でございます。

御質疑、御発言のある方、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第１１号、令和６年度尾鷲市の当初予算について、説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第１１号、令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明を申し上げます。

まず、当初予算書の１ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、第１条第１項にありますとおり、歳入歳出それぞれ１０７億４,９１３万３,０００円と定めるものでございます。

ここで、委員会資料の１ページを御覧ください。

当課の予算内容の説明の前に、６年度の当初予算全体の状況について、資料に基づき簡単に説明をさせていただきます。

この表は令和６年度の当初予算と令和５年度の当初予算及び昨年１２月にお示し

をさせていただきました財政収支見通しの数値を比較したものでございます。金額につきましては一般財源ベースでございます。

この表の中で令和6年度当初予算額③の列を御覧いただきますと、歳入の一般財源の合計Aが66億9,252万7,000円、また、歳出の一般財源の合計Bが70億7,069万2,000円でございます。歳入から歳出を差し引いた一般財源不足額Cは3億7,816万5,000円となっております。

この一般財源不足額を前年度の当初予算の不足額と比較いたしますと3,984万6,000円の増加、また、財政見通しとの比較では6,368万5,000円の増加となっております。

特に、財政見通しとの比較で一般財源不足額が6,368万5,000円増加している主な要因でございますが、まず、歳入につきましては、地方交付税等の増加により一般財源総額は増加をしております。しかし、一方の歳出につきましては、特に4番の義務的経費を除く行政経費に係る一般財源が1億354万円増加をしております。これにつきましては、市制施行70周年及び熊野古道世界遺産登録20周年記念事業やこれに係る一般財源の増加、また、物価高騰による各種経費の増加などが大きな要因でございます。

なお、この一般財源不足額3億7,816万5,000円につきましては、下段の財源不足対策欄に記載のとおり、ほぼ全額を財政調整基金から取り崩して補填をしております。

次のページを御覧ください。

当初予算編成後の基金残高でございます。このうち、財政調整基金につきましては、一番右の列の③のところを御覧いただきますと、6年度の当初予算編成後残高が17億6,884万8,000円となっております。これは令和5年度の当初予算編成後と比較いたしますと4億1,691万9,000円の増加、一方、財政見通しと比較いたしますと6,368万5,000円の減少となっております。

減債基金及び都市計画事業基金につきましては、記載のとおりでございますので、御参照をお願いいたします。

以上、簡単ですが、令和6年度の当初予算全体の状況ということで説明をさせていただきました。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、18、19ページを御覧ください。

財政課所管の予算のうち、まず、歳入について御説明申し上げます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は前年度と同額の1,200万円、

同じく２項１目自動車重量譲与税につきましても前年度と同額の３，６００万円を計上しております。

次に、一つ飛びまして、３款１項１目利子割交付金は、前年度比５０万円減額の１００万円、次の４款１項１目配当割交付金及び５款１項１目株式等譲渡所得割交付金はそれぞれ１，０００万円で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、２０、２１ページを御覧ください。

次に、６款１項１目法人事業税交付金につきましては、前年度比５００万円の増額、３，５００万円を計上しております。

次の７款１項１目地方消費税交付金につきましては、前年度と同額の４億円を計上しております。

ここで、主要施策の予算概要の９３ページを御覧ください。

令和６年度地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の充当状況について説明をさせていただきます。

下の表を御覧いただきますと、本市の令和６年度の社会保障４経費、その他社会保障施策に要する経費は合計２６億６，５１５万円を見込んでおり、そこから国県支出金等の特定財源を差し引いた残りの一般財源充当分が１１億１，８１８万６，０００円でございます。ここに地方消費税交付金の社会保障財源化分２億１，０００万円を充当するものでございます。

予算書の２０、２１ページへお戻りください。

次に、８款１項１目環境性能割交付金につきましては、前年度比１００万円減額の７００万円、また、９款１項１目地方特例交付金につきましては、前年度比５，８４０万円増額の６，４９０万円の計上で、これにつきましては個人住民税定額減税の補填分５，７９０万円を加味して計上したものでございます。

次に、１０款１項１目地方交付税は、前年度比２億１，９００万円増額の４２億５，９００万円を計上しております。内訳につきましては、普通交付税が３６億５，９００万円で、前年度比１億４，９００万円の増額、特別交付税が６億円で、前年度比７，０００万円の増額を見込んでおります。それぞれ過去の実績等を勘案して計上したものでございますが、特に特別交付税につきましては、令和６年度予算において地域おこし協力隊や集落支援員の人数の増加及びその報償費、活動費を増額しておりますので、これに対する交付税措置を加味して計上したものでございます。

続きまして、３２、３３ページを御覧ください。

中段にあります１６款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入１，６７

7万7,000円のうち、財政課に係るものは管財関係土地貸付料392万5,000円で、これは市内各所にあります普通財産の貸付料でございます。

34、35ページを御覧ください。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は3億7,816万4,000円で、前年度比5,308万9,000円の増額でございます。

2目減債基金繰入金は前年度比1,248万円増額の1,334万1,000円で、これは臨時財政対策債の償還に対する繰入れでございます。

次に、3目活性化対策基金繰入金から10目の企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金までは、それぞれの基金の目的に応じて繰入れを行うものでございまして、主なものといたしまして、6目尾鷲みどりの基金繰入金が3,112万5,000円、7目ふるさと応援基金繰入金が前年度比175万6,000円増の3億5,442万1,000円、10目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金が1,362万円でございます。

ここで、委員会資料の3ページ、資料2を御覧ください。

令和6年度当初予算におけるふるさと応援基金の充当状況でございます。施策体系ごとに基金充当額とその主な内容を記載した資料となっておりますので、御参照いただければと思います。なお、本基金の充当につきましては、御寄附を頂いた方が指定された使途の割合になるべく近くなるように振り分けをさせていただいております。

次に、主要施策の予算概要の94ページを御覧ください。

令和6年度当初予算における都市計画税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせて1億923万円を見込んでおります。対しまして、充当事業は、下の表にありますとおり、街路事業8,661万円、公園事業5億2,404万6,000円、ここには国市浜公園整備に係る事業費が含まれております。また、ごみ焼却事業及び火葬場事業が1億3,741万円及び地方債償還額が1,993万6,000円で、合計7億6,800万2,000円でございます。ここから国県支出金等の特定財源を差し引いた2億790万2,000円に対しまして都市計画税及び都市計画事業基金繰入金を充当するものでございます。

予算書の34、35ページにお戻りください。

次に、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金につきましては、繰入金の発生を見越した頭出しとして、それぞれ1,000円を計上しております。

続きまして、３６、３７ページを御覧ください。

下段にあります２０款諸収入、５項雑入、１目雑入の２節総務費雑入のうち、７行目にあります三重県市町村振興協会市町交付金につきましては、前年度と同額の５００万円を計上しております。

続きまして、３８、３９ページを御覧ください。

２１款市債、１項市債、１目総務債２,３６０万円は、旧三木小学校教員住宅の除却に対する公共施設除却事業債１,３６０万円、津波避難タワーの設計業務等に対する津波避難タワー整備事業債３２０万円、コミュニティーセンターのトイレ改修工事に対するコミュニティーセンター整備事業債６８０万円でございます。

次に、２目民生債２,８２０万円は、心身障害者医療費助成事業債５００万円、子ども医療費助成事業債３００万円及び保育所施設整備事業債１,５４０万円は、賀田小学校内に整備する小規模保育施設の整備工事費に対するものでございます。また、障がい児保育事業債が４８０万円でございます。

次に、３目衛生債５,１３０万円は、救急医療体制強化事業債１,２００万円、次の４１ページを御覧ください。予防接種事業債９６０万円及び斎場整備事業債２,９７０万円でございます。

次に、４目農林水産業債４,１００万円は、一般林道整備事業債５００万円及び林道橋の長寿命化事業に対する農山漁村地域整備事業債１,３００万円、水産基盤ストックマネジメント事業債が２,３００万円でございます。

次に、５目土木債１億３,２００万円は、橋梁整備事業債２,８６０万円、道路整備事業債２,９００万円、急傾斜地崩壊対策事業債１,９９０万円、街路整備事業債５,４５０万円でございます。

次に、６目消防債１,１４０万円は、消防団車両等整備事業債１,１４０万円でございます。

次に、７目教育債３億９３０万円は、旧古江小学校教員住宅等の除却に対する学校教育施設等除却事業債１,６６０万円、給食配送車購入事業債８９０万円、尾鷲中学校屋内運動場のバスケット装置設置事業等に対する学校教育施設等整備事業債１,６６０万円、体育文化会館及び中央公民館耐震長寿命化事業の設計業務に対する社会教育施設等整備事業債２,９５０万円及び国市浜公園野球場建設工事等に対する多目的スポーツフィールド整備事業債２億３,７７０万円でございます。

次に、８目臨時財政対策債は１,５５０万円で、前年度比２,７５０万円の減額でございます。

なお、委員会資料の５ページ、６ページに、資料４として先ほど説明しました令和６年度の地方債の予定表として資料を添付しておりますので、御参照をいただければと思います。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

５２ページ、５３ページを御覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費のうち、５３ページの下段にあります財政事務経費は１２６万円で、前年度比２万６,０００円の増額でございます。主なものといたしまして、需用費のうち消耗品費は予算書等の印刷に係る用紙代等で３１万５,０００円、委託料のうち、５５ページを御覧ください。固定資産管理・公会計システム保守委託料が５９万４,０００円、新地方公会計支援業務委託料が１６万５,０００円でございます。

続きまして、５６、５７ページを御覧ください。

３目財産管理費は前年度比３,２３１万１,０００円増の２億８,５９８万５,０００円でございます。そのうち財産管理経費は２,２３３万９,０００円で、主なものとして、役務費の保険料６１７万５,０００円は市有財産に係る保険料でございます。また、工事請負費１,３６４万円は公共施設個別計画に基づく元三木小学校教員住宅２棟分の解体工事請負費でございます。

次に、基金積立金２億６,３６４万６,０００円のうち、ふるさと応援基金積立金２億４,０００万円は、ふるさと納税寄附額予算額の６０％を積み立てるものでございます。また、森林環境譲与税基金積立金２,３６４万６,０００円は、森林環境譲与税のうち事業費への充当分を除く額を積み立てるものでございます。

次に、４目契約検査費は８６万２,０００円で、前年度比４万７,０００円の増額でございます。工事等契約検査経費の主なものとして、委託料の入札参加登録業務委託料３７万５,０００円及び工事検査業務委託料４１万４,０００円でございます。

続きまして、８８、８９ページを御覧ください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費のうち、８９ページの中段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金は１億８,９９１万９,０００円で、前年度比６３７万６,０００円の減額でございます。

次に、９６、９７ページを御覧ください。

下段の８目後期高齢者医療費のうち、財政課分として後期高齢者医療事業特別会計繰出金は４億６,０１１万４,０００円で、前年度比６４２万円の増額でございます。

続きまして、１３０、１３１ページを御覧ください。

４款衛生費、５項上水道費、１目上水道整備費は前年度比５４８万４,０００円増の２,７３５万６,０００円で、水道事業会計への負担金でございます。

次に、６項病院費、１目病院費は前年度比１,２８５万６,０００円増の５億５,８９１万６,０００円で、病院事業会計への負担金でございます。この増額の主な要因につきましては、病院事業における許可病床数の削減に対する交付税措置分として１,９３２万円を新たに繰り出すことが主な要因でございます。

続きまして、２０８、２０９ページを御覧ください。

下段にあります１１款公債費、１項公債費、１目元金は前年度比１億５５７万１,０００円減の９億４,９８９万円、２目利子は前年度比３０万１,０００円増の２,８１０万９,０００円で、このうち市債償還に係る公債費利子は２,７６９万８,０００円でございます。

２１０、２１１ページを御覧ください。

１２款１項１目予備費につきましては、前年度と同額の２００万円を計上しております。

続きまして、１１ページにお戻りをお願いします。

第３表地方債でございます。起債の目的、限度額につきましては、それぞれ歳入予算で説明させていただいたとおりでございます。起債の方法につきましては、証書借入れ、または証券発行、利率は年３．０％以内、償還の方法は３０年以内としております。

財政課所管の当初予算に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

では、議案第１１号の当初予算については以上でございます。

よろしいでしょうか。

○濱中委員 資料の１の財政見通しと、あと、本冊のほうの１４ページの歳出の全体のバランスについて、ちょっと市長のお考えを聞きたいんですけども、財政見通しを見たときにやっぱり不足分がある、今年は例年にない予算があるということとは理解できました。この歳出全体のバランスを見たときに、やっぱりどこか引き締めるところが出てくるのも当然のこととは思うんですけども、その中でもやっぱり昨年と比べて、まあ、衛生費のマイナスはあれとしても、土木費の減額が大きいんですね。

どういうことを申しますかという、実は今日、昨日の時点で輪島市の災害の様子、情報を得ることができましたけれども、国管理のところに関しましては全国の大手が入って結構順調に進んでいる。それに比べて、地元業者に頼るところというのがもう人手不足、業者不足で、もちろんその当事者も被災者になっているわけですから大変なんでしょうけれども、そういった地元の業者の維持というところに物すごく災害の復旧のスピード感が違ってくるというようなことを聞きました。以前にもこの点について防災の観点からお願いしたことがあるんですけれども、やっぱりこの辺、安定的なインフラの事業というのは手当てしていただけないものかなというふうに思うんですけれども、その辺り、いかがでしょうか、市長。

○加藤市長　まず最初の御質問については、令和6年度の当初予算を計上をさせていただいた中で、財政見通し、一応、前回お話しさせていただいて、その差が約6,000万ほど、要するにマイナスが増えていると。これについては、さっき、若干、財政課長のほうから説明させていただきましたけれども、やはり前年に比べて増額の部分について、新たな、例えば市制70周年、熊野古道、これについてはやはり節目の年でありますので、きちんとした形の中で尾鷲を盛り上げるためのいろんなイベント、あるいは新たな事業というのをするために令和6年度分として結構使わせていただいているということは事実でございます。ちなみに、これに比較しますと大体2,700万ぐらい増えていると。

ほかについても、やはり物価高騰等におけるそういうものについても、実際問題として、私の把握している分について、特に1,000万円以上の増減について、やはり増加分としては12億5,000万ぐらいあると。減少分としては大体5億弱ぐらいあると。そういうことが主なる理由なんですけれども、正直言って六千何百万で抑えたということについては、私はまあまあの予算組みじゃないかなと。当然のことながら、その後、先ほど財政課長のほうから申し上げましたけれども、財政調整基金についても9号補正で一応2億何千万ですか、その分も増えておりますし、一方では、令和6年度の第1号、本来であれば、私としては令和6年度の予算に、それがちょっといろんな手続上できませんでしたものが、それが一千二、三百万ぽんとあれしたと。いいところをいっているんじゃないかなと思っております。

次の全体的に歳出のほうについてどうなのかといいますと、やはり歳出のほうにつきましても、土木費については前年に比べて2,200万ほど減っていて、衛生費についてはコロナ等々がありまして1億2,000万ほど減っていると。これは一応計上は昨年度の令和5年度の当初予算と令和6年度の当初予算を比べた場合に

そうになっているわけで、おっしゃるように、土木費が全体の予算に対してどれぐらいの割合がいいのかということについては私は検討の余地があると思います。

ただ、本当に今の状況の中でこれだけ地震を含めて災害等をあれしたときに、やっぱり事前にきちんとそれについて対応するということも必要なんですけど、一応、今回の場合には今やるべきところで建設のほうからの予算が出てきて、切り詰めるところは切り詰めながら、やるべきところはやると。あくまでも計画ですずっとやっております、そのところに今年からはどれだけの予算をプラスするかというのは大変難しいわけなんですよ。全体的な話がありますし、ただ、今回、災害の起きた場合についてはやはりそういう方々のお世話にならなきゃならないし、その人たちがある程度の事業がやっていけるような体制というのを尾鷲市としてもやっぱり必要であると私は思っているわけなんですね。だから、その辺についてきちんとした回答はできないんですけれども、今回2,200万の土木費の減少は、昨年と比べて今年はどうするのかということについては、また建設のほうからの回答をさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、私自身、土木費が全体の百何億の中の4億であって、全体の4%を満たしていないということが果たしてどうなのかということについては十分関係部門とも検討しながら考えていきたいと、このように思っております。

○濱中委員　ここに土木費という項目で上がっている以外にも、農林のほうで農道であるとか、土木関係の予算は少なからず入るのかなと思うので、全くこれだけではないのかなという気はするんですけれども、やはり普通建設改良費4%はほかの自治体に比べるとかなり低いと思います。大体2桁台のパーセントのあたり、前後するあたりがほかの自治体から見るとありますので、その土木の仕事をつくるための公共事業というすごい語弊のある言い方をされる向きもありますけれども、ただ、それが必要な状況であるということは今回の災害を見ても分かるところなので、今回、全体のバランスとしての考え方についてはどうか深くお考えを持っていたきたいなということを要望しておきます。

もう一点なんですけれども、予算書の130ページの病院費、これの増額ということが病床を減少するために出しましたというような説明やったと思うんですけど、もう少し詳しく説明をいただきたいと思うのは、病床を減らすことによって病院の経営の改善を図るというような病院改革プランのほうで説明をされていたので、余分にお金を入れなければならない部分がどういうところなのかという御説明を伺いたいんですけれども。

○岩本財政課長　これは交付税措置の話になるんですけど、今回、病床を56床削減ということで聞いておりまして、1床当たりそれに対して34万5,000円の交付税措置があります。ですので、1年当たり1,932万円、これが5年間措置されます。対して、それに対する普通交付税の算入なんですけれども、病床数によって普通交付税が算入されておる部分がありますけれども、それは稼働病床数ということで、それが令和5年度の場合ですと240床で、1床当たり72万円、病床数が削減されれば当然そこが減っていくということになるんですが、3年間は減少緩和措置というのがあります。56床減ったとしても、1年目については0.9復元されます。ですから、56床の9割復元されて50床あるという計算で計算されますので、交付税の算入額としては430万ほどの減少になります。ですので、その病床削減によるプラス分が1,900万と病床削減の病床数による算入が430万減るということですので、プラ・マイ1,500万ぐらいと。2年目が0.6、3年目が0.3ということで、ちょっと計算しますと3年目からは全体としてはマイナスになるということになります。それが交付税の現状の状況です。

○濱中委員　以前は病院があることで来る交付税が全部きちんと病院に行っていないですよという指摘がされた時代がありましたよね。今回こういった計算の上で、病院の動きによって得られる交付税というものがおおむね病院のほうに手当てをされるようになっているというふうな理解でよろしいですか。

○岩本財政課長　国から、いろいろ二、三年前から行っている僻地にある中核的な病院としての特別交付税措置とか、今回もそうですけれども、そういった国の手当てがされるものを十分生かして病院のほうに繰り出しを行っているという現状です。

○南委員長　よろしいですか。

○濱中委員　はい、結構です。

○南委員長　他にございませんか。

○中村委員　資料1の市税と人件費なんですけれども、これ、いつ逆転する予想を立てられていますか。人件費のほうを上回るのは何年先になりますか。

○南委員長　ちょっとタブレットのほうでも出してくれるかね、質問と同様の資料を。

○中村委員　資料1です。

○南委員長　来ました。お願いします。

○岩本財政課長　今、昨年12月の財政見通しで令和9年度までの見通しを立て

ておるんですけれども、それで、令和9年度の状況を言いますと、市税が17億3,300万と予想しています。その年の人件費が15億9,800万ぐらいですので、この時点では市税のほうがまだ多いという状況です。ちょっとその先については推測はしておりませんので、すみません。

○中村委員　今年でさえ16億を見込んでいるのに何で、令和9年で人件費が下がるのはどういう理由ですか。

○岩本財政課長　退職金のある年、ない年によってかなり額が変わってきますので、例えば令和8年度ですと、さっき令和9年度が15億9,800万と言いましたけれども、令和8年度は退職金が7,500万あったりして16億7,500万というような推測をしていますので、その年によってちょっと違ってきます。

○中村委員　これ、人事院勧告でどんどん人件費は上がっていきますよね。それは見込まれていますか。

○岩本財政課長　これは6年度の人勧の分は反映されていますけれども、それ以降というのは分かりませんので、反映はされていません。

○中村委員　ということは、今の現在の人件費で換算したらそういう推移になるということですよね。分かりました。

それと、この長期というのか、資料1の支出ですよ。公債費の9億6,000万か、大方10億の借金を常に返していつている。約9億、10億になると思うんですけれども、公共施設適正管理やたっけの中に長期的に収容避難所の耐震化というのはどういうふうに入っていて、この推移の中にどう反映されているのか、教えていただきたいんですけれども。

○岩本財政課長　公共施設個別計画の中で耐震診断の状況によって、当然、耐震性がなかったらそれ以降どうするかという話になってくるんですが、もう既に今の公共施設の個別計画の中で建て替えなり、耐震化なりというのが計画されているものについては財政見通しのほうへきちんと反映はしております。

○中村委員　反映されていない、例えば収容避難所の中には耐震化されていないのがたくさんあるんですけれども、それが反映されていなかったらこれには一切乗ってけえへんということやったとしたら、それに反映させるには一体どうしたら反映するんですか。

○南委員長　今の個別計画に当然載っておるので進行形でやっておるんですけど、今、中村委員さんが言われたように、載っていない施設の一覧、後でもええから出してもらえますか、もし載っていないのがあれば。それはもう後の話でいいんです

けど、ほとんど載っていますか、計画の中に。

○岩本財政課長　市が所有しておる施設については全て乗せております。ただし、対策が確定していない部分がありますので、それは今後検討していく必要があるということです。

○南委員長　それは何％ぐらいありますか、全体の中でのパーセンテージ的には。

○加藤市長　この前、一般質問であれしたときに、避難所をあれしている分について、避難所として指定している分について、はっきりと防災のほうでもう一度確認しますけど、私が申し上げるのは46.5％が耐震化されているという話なんです。これはまず中村委員の一般質問のときに申し上げたのが避難施設の中で耐震化されている分については46.5％、46.何％だったと記憶しているんですけど、それ以外の分について、今これからやろうとしている分、要するにどういう対策でやっていくのかということを決められた分についてはそのまま、その表は出せると思いますけれども、現状の中で。また後ほどお出しさせていただきます。

○中村委員　現状、決まっていなくて、決まっていなくておっしゃったと思うんですけども、地域避難計画においては収容避難所って書かれている。そして、それは耐震化するべきやと書かれているにもかかわらず、まだ決まっていなくて、用途が、やり方が分からへんとか、九鬼とか、三木浦とか、三木里とか、梶賀もそうなのかな、ごめんなさい、梶賀は小学校は避難指定されていないですけども、避難指定されていて、市の持ち物でありながら、それが耐震化するかどうか分かれへんみたいなというのはやっぱりおかしいと思うんですよ。ごめんなさい、それが財政的な措置が取られへんということが何を起因としているのかを教えてくださいたいんですよ。

○岩本財政課長　その方向性が決まって各所管の防災的な活用ということであれば、防災のほうからその方向性が決まったら予算化をされるということですけど、現時点ではそれがまだ決まっていなくてということです。

○中村委員　それなら、なぜ地域防災計画にそれが乗っているんですか。乗るということは決まっているということでしょう。決まっていなかったら乗せられないし、収容避難所として書いたら駄目ですよ。それを書いているんやったら、それについてどういう施策で何年以内に耐震化していくというのはもう出てきているはずやし、その方向性が決まっていなくてということ自体、それをどういふことですかと聞いているので、ごめんなさい、それは違うところで聞けと言われたら、防災に聞けと言われるなら分かりました。

- 南委員長　これは財政のほうで答弁できる。
- 中村委員　防災に聞きます。ごめんなさい。
- 南委員長　それだけはっきりしてください、財政のほうで答弁可能か。
- 岩本財政課長　各避難所、収容避難所となっておる所管の課、あるいは防災的な全体の状況でそれぞれの避難所についての対策というのが出てくると思うので、そこら辺を踏まえた上で財政としてはその予算が出てきたときに判断をしていくということになります。
- 南委員長　細かい個々の担当のときはまたそのときに聞いていただいたらよく分かると思いますので、よろしくお願いいたします。
- よろしいですか。
- 中村委員　それと、土木費についての質問をされて、それも質問なんですけれども、例えば、なぜ地域の業者が疲弊していくかといったら、ほとんどが大型事業で、大手の例えば特許であったり、大きなのが、予算的には、広域ごみにしてもすごい予算ですけれども、全部プラントメーカーが持っていかるとか、地元にはお金が下りない土木工事がたくさんあるわけですよ。避難タワーにしてもそうやと思いますし、全体の予算じゃなくて、ちゃんと地元にお金が落ちるような仕事を出すというのが大事であって、よそにばかりお金が持っていかれるから地元の業者がどんどん疲弊してなくなっていくということやと思うんですよ。そこらももう一度考えていただきたいと思います。
- 加藤市長　大型事業、要するに建設土木事業等々いろいろ計画しているし、日常ではいろんな土木建設事業もやっている。大きな事業については、さっきおっしゃるように、要するにその技術的なものもあるだろうし、規模的なもの、いろいろあると思います。その中で少しでも地元企業に仕事が落ちるような努力は我々はやっております。極力、要するに例えばＪＶがどうのこうのだったら、自分はその下請に地元企業を使ってくださいというようなことを申し上げておりますし、極力我々としても要するに地元にお金が落ちるような形で努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 南委員長　よろしいですか。他にございませんか。
- 仲委員　資料１をお願いしたいんですけど、先ほど財政課長から説明があったとおりなんですけど、財政収支見通し、去年の１２月に説明を受けた分と令和６年度の当初予算を比較するとほぼ見通しどおりだということで、財政収支見通しといながらも、しっかりした見通しだったんだなという印象を受けております。

ただ、ちょっとお聞きしたいんです。説明もあったけど、特別交付税の令和6年当初は6億ということで7,000万程度増えていますけど、この主な要因をもう一度お願いします。

○岩本財政課長　今回6年度の当初予算で特別交付税が6億円ということで、5年度の当初と比べて7,000万円増額をしております。この主な要因ですけれども、まず令和4年度の決算、特別交付税の歳入が約5億3,000万、今回、先ほど説明しましたように、地域おこし協力隊、それから、集落支援員の人数を当初予算レベルで8名プラス、それから、経費としては4,500万程度の増額、これ、地域おこし協力隊、集落支援員のほうでは1名増で、経費としては580万程度の増額、その辺を勘案して7,000万円の増額という予算を計上しております。

○仲委員　次に、4ページの基金の状況なんですけど、財政調整基金が6年度第1号補正で合わせて20億を超えておると。さらに、ふるさと応援基金を合わすと23億を超えていくというようなもうすごい数字になっておるわけなんですけど、実は前からちょっと懸念があったんですけど、財政調整基金が増えるのは物すごいええことだと思います。ただ、今後、公共施設の工事がぐっと始まるという中で公共施設等基金が1億1,868万7,000円ということで、ここ数年積まれていないんですね。今後そろそろ、財調もええんやけど、公共施設へ積むべきだと思うんですけど、財政の考えやとどうですか。

○岩本財政課長　これまで財政調整基金が非常に少ない状況の中で財政調整基金に重きを置いて積立てを行ってきたわけですがけれども、先ほど言われたように、今後、公共施設の建設関係の事業費も出てきますので、今後に備えて公共施設の基金のほうに積むということも検討はしたいというふうに思います。

○仲委員　公共施設等基金は目的基金ですもので、ある程度縛れるということで無駄遣いというのはないと思うんですけど、どちらに積んでも一緒なんですけど、やっぱり将来のことを思うと縛れる目的基金にも積むということをぜひ考えていただきたいと思います。

もう一点、6ページの過疎対策事業債の言うたらハード分とソフト分とあるんですけど、ここで、ちょっとソフト分の中で公共施設除去事業がですね。

○南委員長　資料の6ページのほうね。

○仲委員　はい、そうです。予算説明でも三木小学校の教員住宅の除去、学校教育施設除去で九鬼中と小学校の教員住宅の除去と。ソフト分でこれを充てられたというのは大いに結構なことなんですけど、除去、公共施設を除去する場合、その対

象は過疎債のソフト分しか今のところないですね。そこらは拡大解釈でもないですね。そこらをちょっと。

○岩本財政課長 過疎債のソフト分が活用できるというのが今回なんですけど、そのほかに公共施設個別計画に基づいて除却をするという場合は公共施設の適正管理推進事業債というのが充当できる場合があります。ただ、それは交付税措置がゼロということですので、今回は過疎債のソフト分を活用したということです。

○仲委員 最後に、過疎債を使って交付税バックがあるということで大いに結構だと思うんですけど、それ以外はないと。物すごく残念な話なんですけど、この過疎債のハード、ソフトを合わせると2億1,790万とか、6,460万かな、2億8,250万という過疎債の合計に今回なっていますね。やはり3億円を超えるというのはなかなか今は難しい状況なのでしょうね。

○岩本財政課長 過疎債の特別分に該当するものがあればその分は増えるんですけども、通常ですと、前回も申し上げましたけれども、2億前後、ハード分ですとそれぐらいが通常ベースかなというふうに考えております。

○仲委員 過疎債の特別分というのは、例えばどういうふうな、簡単に言うてどういうふうな状況の部分かだけ教えてください。

○岩本財政課長 過疎債の特別分というのは、公共施設の複合化なりを含む整備があったときに、それに基づいて行った場合は優先的に配分しますよというような制度になっております。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 資料の1のところで聞き逃したような気もするんですけども、市税の部分で住民税1万円の減税がありますよね。その分、特別交付税のほうで加味されているんですかね。影響額というのは大体どれぐらいあるんですか。

○岩本財政課長 この市税の定額減税の補填としては、予算書の20ページの9款地方特例交付金、ここで前年度比5,840万円の増額をしておりますが、定額減税の影響分としては約5,790万円です。ここで措置されるということになります。

○南委員長 他にございませんか。よろしいですか。

○中村委員 ごめんなさい、今の最後の資料の5の説明ってあるんですか。

○南委員長 その他の報告のほうでもあるんですけども、その他の報告のところで網羅できますか、この資料説明も併せて。どうします。

○岩本財政課長 小原野の件ですかね。小原野の件はまた報告のほうで。

○南委員長　小原野のほうは後で報告で予定しておりますので、資料については財政のほうは特に説明しておきたいところがあったら、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　分かりました。また後でも、もし当初でも質問があれば結構でございますので、一応、当初のほうの質疑は締めたいと思います。

それでは、次に、議案第２８号、令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、議案第２８号、令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明を申し上げます。

まず、補正予算書の１ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第１条第１項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ５,９０２万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０８億８１５万７,０００円とするものでございます。

続きまして、１０ページ、１１ページを御覧ください。

歳出でございます。

２款総務費、１項総務管理費、３目財産管理費１,２８７万６,０００円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金の増額でございます。

次に、４款衛生費、５項上水道費、１目上水道整備費４,６１４万８,０００円の増額は、３か月分の水道基本料金減免に係る水道事業会計負担金の増額でございます。

次に、６項病院費、１目病院費につきましては財源更正でございまして、ふるさと応援基金繰入金を２５８万７,０００円増額し、同額を一般財源から減額するものでございます。

ここで、委員会資料の４ページ、資料３を御覧ください。

今回の令和５年度９号補正及び令和６年度当初予算並びに６年度の１号補正を加味した基金残高でございます。このうち、財政調整基金につきましては２０億５,６８３万６,０００円、減債基金が１億６,９５９万９,０００円、また、ふるさと応援基金は２億８,０１９万９,０００円、ほか記載のとおりでございます。これらによりまして、基金合計につきましては２９億５,６２７万９,０００円となる見込みでございます。

財政課所管の補正予算の１号に関する説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとう。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか、補正１号は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、報告事項のほうをお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、報告といたしまして、小原野市有地の返却の件について御報告をさせていただきます。

当該市有地につきましては、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所様に貸付けを行っております。この使用期限が本年の３月３１日までとなっております。現時点ではまだ正式に御返却をいただいたわけではございませんけれども、予定どおり期日までに返却をいただくという予定になっております。

以前、行政常任委員会で返却時の土地の形状について図面をお示しさせていただきましたけれども、今回、改めて最終的な平面図と現況写真のほうも資料として添付をさせていただきましたので、御覧いただければと思います。

その平面図のほうを御覧いただきますと、平場が２段ございまして、左側が７，５８０平米、右側の段が５，１３０平米、合計で１万２，７１０平米ということになっております。

報告は以上でございます。

○南委員長 写真のほうもせっかくつけていただいております。

○岩本財政課長 その次のページ、写真４枚、撮らせていただいております。これ、ドローンで上から撮影したもので、こういった状況になっておるとのことです。すみません。

○南委員長 高さのほうは大体平均で……。

○林財政課主幹兼係長 最大で約５メートルになっております。

○南委員長 ５メートル。

○林財政課主幹兼係長 はい。

○南委員長 ちょっと１点だけ、これ、幾らで借りてもらっておったんやったか。

○岩本財政課長 これは、無料です。

○南委員長 無償やったんやね。すみません、認識不足で。年度末で一応返還していただくということですね。

○岩本財政課長 はい、そうです。

○中村委員 分かるどうか、分かったら教えてほしいんですけども、この５メートルのかさ上げはなぜされたんですか。ここってすごい高いところやし、意味な

いと思うんですけど、かさ上げた理由、指示された理由って何かありますか。

○林財政課主幹兼係長 国交省のほうとうち、財政課なりで協議を行って、ずりの土捨て、トンネルのずりを入れてもらうということで、ある程度の高さ、現況が平地じゃなかったということもあって、このように平地にする状態で、道等ももともとここに入っていたということで２段になったりということで、この形で一応話はさせてもらって、前回の委員会でも報告させていただいたのが今の現状で、この形になったということで御理解していただきたいと思います。

○中村委員 これ、全部大きさが、埋めてあるということは、これ、３０センチ以下の碎石が全部入っているということですよ。

○林財政課主幹兼係長 そうですね。３０センチ以下のものになります。

○中村委員 これって後をどのように使っても、国交省からこのずりはもらい受けたと理解していいわけですね。

○林財政課主幹兼係長 委員さんの言うとおりです。

○南委員長 よろしいですか。報告事項はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、財政課所管の付託案件の審査を終了いたしたいと思います。

ここで、２０分まで休憩をいたします。

（休憩 午前１１時１０分）

（再開 午前１１時１９分）

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、総務課に入ってくださいました。

それでは、総務課は条例が２件と予算関係２件なんですけれども、まず条例のほうを５号と６号を併せて説明をお願いいたします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、総務課に係ります議案につきまして説明させていただきます。

議案書の１２ページのほうを御覧ください。

議案第５号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本市の厳しい財政状況を鑑みまして、現在、副市長の給与につきまして減額措置を講じておりますけれども、副市長の選任議案の任期に合わせまして、減額期間を令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までに改める一部改正を行うも

のでございます。

次に、14ページのほうを御覧ください。

議案第6号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告に伴う給料表の改正、地方自治法の改正に伴う勤勉手当の支給に係る改正、それに影響してまいります市職員の育児休業等に関する条例を附則で改正するものであります。

詳細につきましては資料のほうで説明させていただきます。

資料の1ページのほうを御覧ください。

今回の条例改正についての概要でございます。

まず一つ目の給料表の改定につきましては、令和5年度人事院勧告で初任給をはじめ若年層に重点を置いた改定が勧告され、令和5年第4回定例会におきまして職員の給料表を改定させていただいております。同じ給料表の体系となっている会計年度任用職員の給料表においても同様の改定を行うものでございます。

次に、二つ目の期末勤勉手当の改定につきましては、令和2年度から始まった会計年度任用職員制度では期末手当のみの支給というふうに可能でありましたけれども、令和5年6月の地方自治法の改正によりまして、令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することが可能となりました。そこで、令和6年度の年間支給月額につきましては、現状に今回の人事院勧告の一般職員における期末勤勉手当の0.1か月分の引上げを加えた年間支給月額としまして、それを期末手当と勤勉手当のほうに振り分けております。

なお、勤勉手当支給月額につきましては、会計年度任用職員のパートタイムの大半が6時間勤務でございます。それを考慮いたしまして、同様の勤務時間である再任用職員に合わせることにさせていただいております。

次に、三つ目の昇給の上限の改定につきましては、現在、会計年度任用職員につきましては昇給の上限を設けておりますけれども、最低賃金の引上げ、長期勤務の会計年度任用職員の確保、離職の防止等を勘案いたしまして、昇給の上限を段階的に引き上げていきたいと考えております。

以上が条例改正に係る議案の説明となります。御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　以上が議案第5号と議案第6号の条例の一部改正についての説明でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、５号と６号の審査は終わらせていただきます。

では、引き続きまして、議案第１６号、令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の補正予算の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、引き続きまして、議案第１６号、令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決についてのうち、総務課に係る補正予算について説明させていただきます。

予算説明書の２４、２５ページのほうを御覧ください。

歳出ですが、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の庁舎管理経費につきましては、需用費では電気料金の見込みが下回ったことによる１００万円の減額、委託料では市庁舎等清掃業務委託料の入札結果による３５万７,０００円の減額であります。

予算説明書の４２、４３ページを御覧ください。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費の教育職員人件費につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の退職に伴う退職手当２８万円の増額であります。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を説明いたします。

まず、歳入のほうを説明させていただきます。

補正予算説明書の１８ページ、１９ページを御覧ください。

１５款県支出金、３項委託金、１目総務費委託金の三重県議会議員選挙執行委託金といたしましては、選挙執行事務の経費の確定によりまして７４５万４,０００円の減額であります。

次に、歳出の説明とさせていただきます。

予算説明書の２６、２７ページのほうを御覧ください。

２款総務費、４項選挙費、２目三重県議会議員選挙費につきましては、無投票となったことによりまして、主なものといたしまして、選挙管理委員等報酬９４万３,０００円、職員の時間外勤務手当を５３６万４,０００円減額するものであります。

以上が総務課及び選挙管理委員会に係る補正予算の説明とさせていただきます。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 補正９号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、補正予算の第９号の審査は終わります。

す。

引き続きまして、議案第 11 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうちの総務課所管の分の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、引き続きまして、議案第 11 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから議案第 13 号、令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についてまでのうち、総務課に係ります予算について説明させていただきます。

歳入について説明させていただきます。

予算書の 22、23 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、予算額 125 万 8,000 円のうち総務課分は行政財産使用料 76 万 5,000 円で、主な貸付物件は職員組合事務所、職員互助会売店使用料、庁舎ロビー設置の避難所等案内板、共同キャッシングサービスボックスなどであります。

28 ページ、29 ページを御覧ください。

15 款県支出金、1 項県負担金、1 目総務費県負担金、予算額 117 万 8,000 円、1 節総務管理費負担金の特例事務処理交付金は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、県からの権限移譲に伴う事務処理に対する交付金であります。

36、37 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入、2 節総務費雑入のうち総務課分は 980 万 7,000 円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金 34 万円から生活年金プラン事務費、互助会館と共同キャッシングサービスボックス電気使用料 6 万円までと公文書コピー代、三重大学連携室インターネット回線使用料、避難所等案内板電気使用料、派遣職員人件費 840 万、自動販売機電気使用料が総務課分でございます。

続きまして、歳出になりますが、人件費につきましては全ての費目にまたがりまので、別紙資料にて御説明をさせていただきます。

資料の 2 ページのほうを御覧ください。

この資料につきましては、1 款の議会費から 9 款の教育費までの一般会計と国保、後期高齢者特別会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。表内の職員数の増減は前年度当初との比較でございます、退職者と新規採用との差引き、異動等によるものであります。

まず、給料のほうでございますが、一般会計、特別会計の合計で 6 億 8,345

万8,000円となり、前年度と比較しますと734万円の減額となっております。こちらは人事異動による1名、育児休業者1名によるもの及び退職職員と新規採用職員との差引きによる1名の計3名で、減員と再任用職員の2名退職によるものがあります。

次に、職員手当でございますが、児童手当を除く本年度予算額は3億9,410万2,000円で、前年度と比較しますと2,731万9,000円の減額となっております。

内訳としましては、期末勤勉手当は2億8,443万2,000円で、人事院勧告による0.1か月分の引上げにより昨年度比較で658万7,000円の増額、時間外勤務手当は2,932万5,000円で、選挙事務がないことにより331万9,000円の減額、退職手当は3,122万4,000円で、定年延長に伴う退職者2名分による2,324万9,000円の増額が主なものでございます。

共済費につきましては、本年度予算額は2億1,212万7,000円で、前年度と比較しまして427万7,000円の減額であります。

また、人事交流につきましては、令和3年、4年度は水産庁と、令和5年、6年度は農林水産省との人事交流を行いまして、国と本市との職員による良好な関係を築かせていただいております。なお、令和6年度につきましては、人事交流ではなく、新たに国から職員を派遣していただけるという予定でございまして、そちらのほうを調整させていただいているところでございます。

次のページを御覧ください。

会計年度任用職員の人件費でございますが、1款の議会費から9款の教育費までの目別の報酬、給料、職員手当等について記載させていただいております。表内職員数の増減は前年度当初との比較で、墓地清掃業務員、学校介助員、学びのサポーターなど、全体として6名の増員となっております。

2款戸籍費、3款児童福祉費、5款山林管理費、9款事務局費及び給食センター費のうち2節給料は、フルタイム勤務となる市民サービス課、福祉保健課、水産農林課、教育総務課の7名分でございます。1節報酬2億2,271万1,000円、2節給料1,817万5,000円、3節諸手当で4,753万1,000円、4節共済費で4,517万円などで総額3億3,358万7,000円で、前年度と比較いたしますと4,170万円の増額となっております。

内訳としましては、増員と給料表の改定により報酬が2,840万7,000円の増額、増員と年間支給月額0.1か月分が増えましたことによりまして期末勤勉手

当が743万3,000円の増額が主な要因でございます。

予算の中で、人件費につきましては、総務課において一括して予算計上しておりますので、各課におけます人件費の内容につきましては割愛のほうをさせていただきます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る予算について説明させていただきます。

予算書の44、45ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額7億8,582万1,000円で、前年度と比較しまして1,562万4,000円の増額となっております。主な要因といたしまして、総務課分としては、退職手当等で2,324万9,000円の増額、庁舎管理経費で617万8,000円の増額が主なものであります。45ページの下の人事管理経費の805万1,000円は、前年度と比較しますと4万2,000円の増額となります。

主な支出としましては、1節報酬5万円で、職員採用試験面接官の報酬であります。

次ページにあります8節旅費131万円は、職員採用試験面接官旅費3万3,000円、災害被災地派遣職員旅費が29万8,000円、人事交流や派遣等に係ります移転料等の特別旅費が97万9,000円であります。この災害被災地派遣職員旅費につきましては、災害等におきまして被災した自治体から応援要請があった場合の職員派遣旅費で、職員2名、7泊8日で計上はさせていただいております。

10節需用費64万1,000円は、主に給与明細書用紙代37万円です。

11節役務費26万円は、主に職員募集に係る新聞広告料21万6,000円です。

12節委託料は252万8,000円、主に職員の健康診断委託料207万2,000円であります。

13節使用料及び賃借料320万5,000円は、人事交流による公舎借上料123万8,000円と人事給与システムクラウド利用料196万7,000円です。

18節負担金5万7,000円は、主に振動病検査負担金2万9,000円でございます。

次に、職員研修事業費のうち61万8,000円は、11役務費の自動車の安全運転に係る技能講習会の受講のほか、12節委託料、人事評価者研修として24万2,000円、13節使用料及び賃借料は、新たに行政実務研修、行政専門研修等の様々な研修をオンラインで受けられるようにするための26万4,000円を計

上させていただきます。

18節負担金、補助及び交付金1万8,000円は研修参加負担金であります。6年度の職員研修につきましては、職階別研修、法制執務研修など、県市町総合事務組合が主催する無償で受講できる研修、こちらは52件ございますが、新たにオンライン研修による自主的に様々な研修を受けられる環境を加えたことで人材育成の強化に努めてまいります。

次に、総務一般管理費4,083万8,000円は、前年度と比較しますと83万4,000円の増額です。主な要因といたしましては、70周年記念式典に係る事業経費によるものです。

主な支出といたしましては、7節報償費261万円は70周年記念式典に係ります表彰者記念品や招待者記念品213万円、顧問弁護士に対する報償費48万円であります。

10節需用費は652万5,000円、条規類集等書籍の追録代、70周年記念式典に係る記念の紙袋、看板等の消耗品214万5,000円で、公用車ガソリン代349万2,000円、周年記念式典に係りますパンフレットの印刷製本費6万3,000円、公用車の修繕料82万5,000円であります。

11節役務費401万1,000円の主なものといたしましては、庁舎電話代等の通信運搬費361万9,000円、次ページの70周年記念式典に係ります動画作成手数料5万8,000円等でございます。

12節委託料2,041万4,000円の主なものは、条規類集データベースシステム委託料310万7,000円、公用車集中管理業務委託料1,302万3,000円、文書管理システム運用保守業務委託料261万4,000円であります。

13節使用料及び賃借料596万1,000円は、周年記念式典に係ります会場使用料55万円、市長車、こちらのほうが購入しましてから14年経過しております、購入ではなく、リース契約により市長車を更新するための車の借上料92万7,000円、有料道路通行料300万円が主なものであります。

17節備品購入費は131万7,000円、軽バン1台の買換えを予定させていただきます。

それでは、予算説明書をさせていただく場合に、資料で市制70周年記念事業につきまして、係長のほうから説明させていただきます。

○松永総務課長補佐兼係長 それでは、市制施行70周年記念事業について説明させていただきます。

資料別冊、尾鷲市制 70 周年記念事業一覧を御覧ください。通知します。

1 ページです。

70 周年記念事業につきましては、メインテーマを「住みたいまち 住み続けた
いまち おわせ」として各種イベント事業を開催してまいります。

次ページを御覧ください。

尾鷲市制 70 周年記念式典の概要です。式典は令和 6 年 6 月 30 日、日曜日、尾
鷲市民文化会館で行います。内容といたしましては、2 部制とし、午前の第 1 部で
記念式典を開催、市政功労者に対する表彰などを行い、午後の第 2 部では「O s a
k a S i o n W i n d O r c h e s t r a（大阪市音ウィンドオーケスト
ラ）」による吹奏楽コンサートを実施し、節目となる年を祝い、記念する式典とい
たします。

総務課で実施する記念式典の事業費としては 358 万 3,000 円を見込んでお
ります。内訳としましては、先ほど総務一般管理費で説明させていただきましたと
おり、表彰者や招待者への記念品、懸垂幕の作製、会場使用料が主な支出となって
おります。

式典当日の関連事業につきましては、演奏会等、ページ下に記載のとおりです。

次ページを御覧ください。

70 周年記念事業の各事業概要の記載となります。予定する実施時期、実施場所
等を記載しております。概要を説明させていただきます。

（1）式典関連事業の 70 周年記念カウントダウンですが、4 月より式典当日に
向け、市内の団体や学校、本市にゆかりのある著名人、尾鷲人が出演し、一言コメ
ントとともにカウントダウンを本市の SNS 等で発信いたします。

次に、交響吹奏楽団演奏会ですが、市民の皆様が質の高い音楽を身近に触れる機
会を創出します。また、市内の小中学生の生徒・児童を招待し、本物の芸術の魅力
に触れる場を設け、感性の発達促進や音楽等文化理解などを深めてまいります。

続きまして、（2）四大事業であります。

おわせ港まつり、尾鷲節コンクール、ツーデーウォーク、磯釣り大会ですが、そ
れぞれ 70 周年を記念した、より拡大、充実の開催をいたします。特に関連する尾
鷲節について、港まつりでの尾鷲節パレードの復活を機に継承の機運の醸成につな
げ、尾鷲節コンクールでは、尾鷲節の歌だけではなく、太鼓や踊りの魅力発信、歌
碑の紹介などに努め、周年を機として今後へさらなる推進を高めてまいります。実
施時期はそれぞれ記載のとおりです。

続きまして、（３）既存事業の拡大であります。

７０周年を記念し、拡大して既存事業を実施するもので、それぞれ認知度を高め、既存の参加者への期待に応えるとともに、新規の参加者の獲得や事業の発展につなげていきたいと考えるものです。毎月開催されておりますイタダキ市であります、周年記念として毎月イベントを開催するなど、ＰＲをより高め、にぎわいを一層創出してまいります。

続きまして、（４）創出・発展事業であります。

まず、深層水キャンペーンであります。尾鷲市観光物産協会を事業主体とし、本市の深層水を市内外にＰＲするための事業やキャンペーンを展開してまいります。

次に、アグリ・フォレストリーフェスタ　i n　O w a s e です。天満地区甘夏栽培が市制と同じく７０周年を迎えることから、これを機に「尾鷲甘夏」の認知向上を図ってまいります。

続きまして、（５）新規及び賑わい事業であります。

シティプロモーションですが、周年記念事業を含め、本市の魅力を県内及び名古屋市周辺放送区域住民へＰＲ、情報発信してまいります。おわせ港まつりを控えた７月の放送の実施を予定しております。

次に、ＳＡＴＯＹＡＭＡイニシアティブシンポジウムであります。生物多様性の損失を止め、回復に乗せることを意味するネイチャーポジティブをテーマにしたシンポジウムを開催します。また、生物多様性と林業の両立を目指した九鬼町の市有林みんなの森の整備の状況などを紹介するエクスカーショントアールを実施してまいります。

次に、天空体験であります。市天文科学館等を活用し、天空に触れる貴重な体験型学習イベントを開催します。航空スポーツ教室は１１月２３日の開催を予定しております。

次に、カップ特別全国大会　i n　尾鷲であります。三重国体の中止で開催できなかったカップの全国大会を開催します。尾鷲ヒノキの普及・促進や木育の機会につなげ、周年を機として「カップのまち尾鷲」としてＰＲしてまいります。１２月の開催予定です。

続きまして、（６）テレビ番組誘致事業であります。２月１５日に発表いたしましたが、来年の２月２３日にＮＨＫのど自慢の実施が決定いたしました。出場者や観覧者の募集は開催当日の２か月前から始まる予定となっております。尾鷲市民文化会館の会場使用料など、関連する経費につきましては、これからＮＨＫと詳細な

打合せを行い算定し、今後、補正予算として計上させていただく予定であります。

事業の説明をさせていただきましたが、事業実施に当たりましては、事業予算の議会承認を得た後により詳細な調整を行い、イベントカレンダーの作成、ウェブサイト等での公表など、順次実施してまいります。

資料の説明は以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

総務課長、引き続き。

○森本総務課長 それでは、予算書に戻りまして、情報公開から説明をさせていただきます。

○南委員長 課長、細かい細目の部分については、大きいところだけである程度していただけたらと思いますので、できるだけ。

○森本総務課長 情報公開のほうでございますが、50ページ、51ページのほうを御覧ください。

情報公開の60万1,000円は、情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会に係る経費で、主なものとしましては、報酬25万円、旅費33万4,000円でございます。

続きまして、庁舎管理費3,214万7,000円は、前年度と比較しますと617万8,000円の増額であります。主な要因としましては、電話機器等の更新、封筒への封入封緘を機械化するための機械借上料の増額でございます。

13節の使用料及び賃借料523万5,000円は、庁舎等通信機器借上料379万3,000円、業務効率化のための封筒に印刷物を折って入れる作業を機械化するための封入封緘機借上料144万2,000円でございます。

14節工事請負費276万1,000円は、形式が古くなった空調の設備2基を修繕するものでございます。

なお、先ほど説明しました庁舎等通信機器借上料につきまして、資料で説明させていただきます。

資料の4ページのほうを御覧ください。

昨年の定例会におきまして債務負担行為を議決いただきました。令和6年度予算計上しております庁舎等通信機器借上料に係る状況を説明させていただきます。

通信が途絶えた場合、市業務において多大な影響を来すことから、通話品質の確保及び短時間での作業が必要となるため、主装置及び電話機器等の端末までのサービス及び保守の一元受付・対応ができ、市内に保守拠点がございまして、故障発生

時、速やかに対応できることを鑑みまして、先月、２月２２日でございますが、N T T・T Cリース株式会社と随意契約によりリース契約を締結しております。

支払い期間は令和６年度から令和１０年度までの５年間で、契約額は総額で１、６４６万７、０００円であります。

現在、各課での電話機の更新等を終了しまして、傷みのある配線の張り替え等、順次進めてまいります。

続きまして、予算書の５４ページ、５５ページを御覧ください。

いじめ問題調査委員会費から説明させていただきます。こちら、委員会の設置費１７万３、０００円でございますが、こちらのほうに関しましては、委員報酬、旅費というところでございます。

続きまして、６４、６５ページでございます。

８目公平委員会費、本年度予算額１４万９、０００円でございますが、委員報酬９万９、０００円等々でございます。

続きまして、７４、７５ページのほうを御覧ください。

１４目諸費でございます。１２６万３、０００円のうち、総務課分としましては８万７、０００円で、上から三重県安全運転管理協議会会費１万３、０００円等々の合計でございます。すみません、三重県社会保険協会費９、０００円までのものでございます。

次に、債務負担について説明させていただきます。

１０ページのほうを御覧ください。

総務課分の債務負担行為としましては、はがき圧着機のメールシーラー保守業務委託、公用車借上料、封入封緘機借上料の３本で、期間及び限度額は記載のとおりでございます。公用車借上料は市長車、こちらのほうを借り上げるものでございます。また、業務効率化のための封筒に印刷物を折ります作業、こちらのほうを機械化するための機械リース契約の封入封緘機でございます。

続きまして、選挙管理委員会のほうの説明をさせていただきます。

予算書の３２、３３ページを御覧ください。

１５款県支出金、３項委託金、１目総務費委託金、３節選挙費委託金１、０００円は、在外選挙人名簿登録者内容の変更のための事務手数料の在外選挙特別経費委託金であります。

続きまして、歳出のほうでございます。

８０ページ、８１ページを御覧ください。

主な支出としまして、２款総務費、４項選挙費、１目選挙管理委員会費、本年度予算額９９万１,０００円であります。１節報償費６３万８,０００円等をはじめ、選挙管理委員長をはじめ４名の年額報酬等でございます。

以上が総務課及び選挙管理委員会に係る令和６年度当初予算の説明となります。
よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 議案第１１号の当初予算の総務課の関連説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

○中里副委員長 今、総務課として各イベント、行う予定のイベントの紹介を聞いていたんですが……。

○南委員長 ７０周年記念のですか。

○中里副委員長 はい。記念の各イベントの御紹介をいただいたんですが、総務課としての統括的な目線で見たときに、こういった各イベント事業、既存のほうなんですけれども、これを行っている中で、総務課としては不足している部分とか、もうちょっとここが課題だなというふうに思っている部分ってありますか。

○森本総務課長 こちらの７０周年記念につきましては、庁内関係各課で去年の４月から十分時間をかけて精査してまいりました。各イベントに関しましても、市職員だけではできませんもので、関係団体と共にしていく必要がございます。ですので、その関係団体の皆様と各担当課が対話をしながら、協議しながら進めてまいりました。ですので、総務課としましては、こちらのほうは十分精査して、イベントとして開催させていただきたいというふうに考えております。

○中里副委員長 これは各課に言うことかもしれないんですけれども、もう少し細かい視点で、本当に市民の皆様の視点でいろいろ御意見いただくような形も取れるようにしていただきたいなと思っております。

○森本総務課長 イベント各種等に関しましては予算が伴っております。各担当課のほうから詳細な説明があると思いますので、その点でよろしくお願い申し上げます。

○南委員長 よろしいですか。

特に７０周年記念につきましては、もう一大の大きな尾鷲市をＰＲするチャンスでございますので、市役所内部の連携はもとより、今、総務課長が言われたように、市民の各種団体の方々とも連携を密にして最大の効果を生めるような形で市制７０周年を祝えるようによろしくお願いをいたしたいと思っております。

これで総務課の審査は終了いたします。

昼食のため、休憩をいたします。午後は１時１０分から開催いたします。

(休憩 午前１１時５４分)

(再開 午後 １時０８分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、政策調整課に入ってくださいました。

政策調整課は条例２本、予算３本、指定管理のほうが１本で６議案ということでございますので、まず条例選定のほうからお願いをいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第２号、尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について説明させていただきます。

議案書の１ページを御覧ください。通知いたします。

その議案の内容に基づき、当課資料にて概要からまず説明をさせてください。資料の１ページを通知させていただきます。資料１ページ、よろしくお願いいたします。

この条例の制定につきましては、制定の概要にございますように、国においては、法令により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その法令を個別に改正することなく、いわゆるオンライン化、ＤＸを推進するため、オンライン化を可能とするための法律として「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下、「デジタル手続法」）と呼びますが、定められております。このデジタル手続法には、自治体に対し、自治体が定める条例等により行政手続を書面等で行うことが既に定められている条例に対して、その条例を個別に改正することなく、オンライン化を可能とするため、必要な措置を講ずるよう努力義務を課しており、今回、デジタル手続法と同様の措置を求めています。

この趣旨を踏まえて、また、本市のＤＸ推進のために、行政手続に係る特例を定めた本条例を制定することで、行政手続に関する条例、規則等を個別に改正することなく、今までどおりの書面での手続に加えて、オンラインでの手続も可能にし、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として制定するものでございます。

条例の制定につきましての趣旨は以上でございます。

○南委員長 今回の議案第２号は今のＤＸ推進に向けてのということで、新たな新しい条例の制定でございます。

これについて御質疑のある方は。

○小川委員 オンライン申請できるということで、オンライン申請できやん部分もあると思うんですけど、こういったものが本来申請、幾つもあると思うんですけど、教えてください。

○三鬼政策調整課長 既に国のぴったりサービスといいまして、26項目は既にこの条例とは関係なしにオンライン申請ができることになっておりますが、本市においてはキャッシュレスで支払いをするシステムがまだないということもあって、手数料が必要なものにつきましては、まだこの条例ができた後も、令和6年度にその対応をしますので、手数料、いわゆる住民票とか、そういうところも含めて国が既に定めているオンライン申請においてキャッシュレスを伴うものがまだできていません。ですので、今回、手続の主なものは、福祉医療費の請求であるとか、今後、随時対応できるものを増やしていくことは議会を通じて市民にもアナウンスしていきたいと思います。現時点では、料金を伴うものがオンライン申請できないとお考えください。

○小川委員 先ほど言われるように、手数料が要るものはまだできやん、そのように理解しておいたらよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 はい。随時行っていきますので、まずは例えば市役所の中でも貸し館であるとか、いろんな申請用紙がありますが、手数料が必要のないものから始めていって、令和6年度中に、予算のところでも説明しますが、キャッシュレスも導入していく予定ですので、それができれば手数料が発生するものも対応していきたいと考えています。

○小川委員 これに関連しまして、前言っていましたが、D Xで書かない窓口とか、それは7年の後半ぐらいで、やっぱり国のマニュアルができてから、マニュアルというか、あれができてからですか。

○三鬼政策調整課長 当初予算のところでも若干説明いたしますが、書かない窓口をシステム上行うのは令和7年度のガバメントクラウド移行後になりますが、令和6年度予算においても現在あるシステムの中で書かない窓口に準ずるものができるように、例えば窓口用のタブレット端末を活用してだとか、そういうところは令和6年度から早速取りかかるように当初予算の要求をさせていただいております。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、続きまして、議案第4号、条例の一部改正についてのほうをお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続いて、議案第４号、尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の９ページを通知させていただきますが、これも同様に、内容につきましては、資料１ページの資料２を通知させていただいて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

改正の概要について説明いたします。

本改正は、国において令和５年６月にデジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの利活用を推進し、国民の利便性の向上等を図る観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号利用法という。）」が改正されました。この改正に伴い、番号利用法でマイナンバーの利用が認められている事務であって、別表第２に規定されている情報提供ネットワークシステムを使用して行うものについて、同表を廃止し、主務省令に規定することで、行政機関等同士がマイナンバーを用いて行政手続に必要な情報のやり取りを行う情報連携が効率化され、マイナンバーを用いた情報連携のより速やかな開始が可能となるとされています。

このことから、本条例の根拠法である、いわゆる上位法である「番号利用法の改正」を踏まえて所要の条文整備等を行うものでございます。上位法の改正による改正と御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○南委員長 議案第４号の条例の一部改正は以上でございます。

特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、特にないようですので、議案第４号の審査は終了いたします。

引き続きまして、議案第１６号、令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の補正予算の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続きまして、議案第１６号、令和５年度尾鷲市一般会計補正予算（第９号）の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について説明いたします。

補正予算説明書の８ページを御覧ください。通知いたします。

債務負担行為補正の変更としまして、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の令和６年度限度額を１，９８３万３，０００円に変更するものでございます。これは指定管理事業者が選定したことに伴う限度額の変更でございます。

す。

続きまして、補正予算説明書の２４、２５ページを御覧ください。通知いたします。

２款総務費、１項総務管理費、５目企画費４,０００円の財源更正は、活性化基金運用収入に伴う財源更正でございます。

以上２点が議案第１６号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑ございませんか。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、補正の審査を終わります。

続きまして、議案第１１号、令和６年度の当初予算の議決についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続いて、議案第１１号、令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について説明いたします。

なお、説明に当たりましては、予算書及び主要施策の予算概要により説明させていただきます。お願いいたします。

まず、予算書の１０ページを御覧ください。通知いたします。

１０ページは、債務負担行為として、上から４行目に総合住民システム関連機器等更新借上料として、期間が令和７年度から１１年度までの５年間、限度額を１,６６２万８,０００円とするものを記載させていただきました。この内容ですが、本市の総合住民情報システム関連機器は前回の更新から７年が経過し、現在使用しているサーバー機器の故障率が著しく高くなってきている現状がございます。加えて、サーバーのＯＳとして採用されているウィンドウズサーバー２０１２についても令和６年度中にサポートが終了となることから、セキュリティ対策の観点及び機器故障による窓口業務停止のリスクを避けるため、令和６年度中に総合住民情報システム関連機器等を新しい機器へ更新する必要があることから債務負担行為を計上するものでございます。

続いて、その２行下、尾鷲市公式ホームページＵＤＦａｃｅクラウドシステム（ＡＳＰ）利用料として、期間が令和７年度から９年度までの３年間、限度額を４９３万円とするものであります。その内容としましては、一昨年１０月にリニューアルを行いました市ホームページ運用管理システムであるＵＤＦａｃｅのクラウド利用料の契約期間が本年８月にて終了するため、９月以降も継続して利用するため、

3 年間の債務負担行為を行うものであります。

続きまして、予算書の 22、23 ページを御覧ください。通知いたします。

歳入について説明させていただきます。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料の 1 節総務管理使用料のうち、説明欄上から 5 行目の移住体験住宅使用料 6 万円は、九鬼町にございます移住体験住宅みやかの使用料でございます。

続きまして、26、27 ページを御覧ください。通知いたします。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金のうち、当課に係る分は説明欄の地域公共交通確保維持改善事業費補助金 60 万 9,000 円で、これはコミュニティバス尾鷲地区、須賀利地区に対する補助金であります。なお、その他の路線分は事業者へ直接交付されるものであります。

次に、2 行目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,274 万 2,000 円のうち当課分は 387 万 6,000 円で、これは国が実施する中間サーバープラットフォーム整備事業に対し、本市から負担する負担金に対し補助金がございますので、入とさせていただきます。

続いて、4 行目のデジタル田園都市国家構想交付金は 54 万 1,000 円で、2 款総務費の企画費と 6 款商工費の商工振興費に充当されるものでございます。

次に、28、29 ページを御覧ください。通知いたします。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金の 1 節総務費補助金のうち、南部地域活性化基金事業費補助金 65 万円は定住移住促進事業へ充当されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、電源立地地域対策交付金（水力枠）576 万 2,000 円は、3 款民生費の高齢者施設空調改修費に充当されるものでございます。

次に、三重県移住支援事業補助金 150 万円については、首都圏から尾鷲市への移住を支援する尾鷲市移住支援補助金に充当されるもので、4 分の 3 の交付率でございます。

次ページを御覧ください。

3 項委託金、1 目総務費委託金、4 節統計調査費委託金 185 万 1,000 円は、指定統計調査 6 件に対する委託金でございます。

17 款寄附金、1 項寄附金、1 目総務費寄附金、1 節総務管理費寄附金 4 億円は、ふるさと応援寄附金でございます。

続きまして、３６、３７ページを御覧ください。通知いたします。

２０款の諸収入、５項雑入、１目雑入、２節総務費雑入のうち、説明欄の上から６行目のシステム利用負担金６９４万円は、各特別会計事業におきまして住基システム等を利用することがあることから、その利用に対するそれぞれの会計からの利用負担金でございます。

次のページを御覧ください。

上から４行目の広告事業収入４５万円は、広報おわせや尾鷲市ホームページに掲載する企業広告料でございます。

続いて、一番下のデジタル基盤改革支援補助金２，７７２万２，０００円は、紀北広域連合が実施する介護保険システムのガバメントクラウド移行整備事業に対し、本市が福祉保健課から支出する負担金に対する補助金でございます。

以上が当課に係る歳入の説明でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

予算書の４８、４９ページを御覧ください。通知いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、情報化推進事業は８，１５１万７，０００円で、前年度に比べて７１６万３，０００円の増額でございます。財源は社会保障・税番号制度システム整備費補助金などの国庫支出金が４５６万５，０００円、その他としてシステム利用負担金が６９４万円、残りが一般財源でございます。

内訳の主なものは、委託料３，８２３万９，０００円は庁内システムサポート保守委託料など、使用料及び賃借料３，２１４万４，０００円はインターネット使用料やライセンス使用料など、次のページに移りまして、備品購入費２７５万円は予備用端末購入費など、負担金、補助及び交付金７７２万２，０００円は中間サーバ利用負担金などでございます。

なお、これらの予算はＤＸ推進計画に掲げる施策を着実に執行していくためのものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当係長から詳細を説明させていただきます。

○片原政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の８ページを御覧ください。通知します。

情報化推進事業について説明させていただきます。

情報化推進事業におきましては、主なものとしまして、従来からの現行システムの構築や運用管理に加え、令和６年度を始期とする現在新たに策定中の尾鷲市ＤＸ

推進基本方針及び実施計画にひもづいた庁内外のデジタルトランスフォーメーションの取組に係る予算の計上をしております。

事業内容といたしましては、庁内ネットワーク、その他業務システム及びサーバ機器等の稼働維持保守関連業務や、業務効率化及び行政サービス向上に係るソフトウェア等の導入及び構築、運用業務となっております。

中ほど、事業費の主なものといたしましては、現行のシステムや機器の保守委託料など、委託料 3,823 万 9,000 円、庁内インターネット使用料や出先施設との接続回線使用料、また、オンライン入力フォームや AI の人工知能による議事録作成ツールなど、DX を推進するためのソフトウェアのライセンス料、また、現行のサーバ機器の借上料など、使用料及び賃借料として 3,214 万 4,000 円、業務パソコンの故障貸与用の予備として、そして、先ほど申しあげました証明書発行窓口での申請書記入支援、書かない窓口のシステムを使わない部分でやっていく証明書発行窓口での申請書記入支援に使用する業務パソコンの購入など、備品購入費 275 万円、国や県のシステム利用や県の DX に関する共同調達に係る負担金など、負担金及び交付金 772 万 2,000 円となっております。

事業費の予算総額は 8,151 万 7,000 円で、財源内訳としましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金など、国庫支出金が 456 万 5,000 円、その他特定財源としまして各会計からのシステム利用負担金 694 万円、残り一般財源が 7,001 万 2,000 円であります。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長 予算書の 51 ページにお戻りください。通知いたします。

続いて、秘書事務経費を説明いたします。

秘書事務経費 271 万 2,000 円で、前年度に比べて 3 万 2,000 円の増額、財源は一般財源です。

次のページで詳細を説明いたします。

内訳の主なものは、都市圏への要望活動等をはじめ、各地で開催される尾鷲高校鷲友会、三重県人会や東海市長会などの旅費 133 万 3,000 円のほか、交際費が 55 万円、負担金として市長会等負担金が 65 万 8,000 円でございます。

次のページ、お願いいたします。

行財政改革推進事業でございます。

行財政改革推進事業 14 万 2,000 円で、財源は一般財源でございます。内訳の主なものは委員報酬 8 万 6,000 円で、行財政改革推進会議 2 回分の報酬でご

ざいます。

次に、ふるさと納税事業２億１，４３９万７，０００円は前年度に比べて４１５万円の減額で、財源はふるさと応援寄附金が１億６，０００万円、残りが一般財源です。

内訳は、１０節需用費１０８万８，０００円はふるさと納税ＰＲ用品や封筒等に関する消耗品費、１１節役務費５，２３０万４，０００円は通信運搬費やふるさと納税指定納付事務等手数料、１２節委託料１億６，０００万円は返礼品の調達に係る委託料であり、寄附額の４０％で積算しております。１３節使用料及び賃借料１００万５，０００円は、ふるさと納税管理システムサーバの使用料でございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当調整監から詳細を説明いたします。

○西村政策調整課調整監 それでは、主要施策の予算概要の１０ページを御覧ください。

ふるさと納税事業について説明させていただきます。

事業の目的としましては、尾鷲市が応援したい地域、魅力ある地域として情報発信することにより、本市を知るきっかけをつくり、さらには返礼品を通じ市内事業者の商品ＰＲや事業拡大につなげることで、ふるさと納税寄附の増加を促進、市内事業者の販路拡大、さらには関係人口を創出することを目的とします。

事業内容としましては、積極的にふるさと納税を受け付けるため、三つの既存ポータルサイトに加え、新たなポータルサイトを追加することで寄附者の裾野を増やし、寄附向上のサイクルにつなげます。

さらに、市内の商工振興を図るため、事業者と共に魅力ある返礼品をつくり上げ、返礼品のおいしさやユニークさ、生産性のこだわり、給付金の使い道、本市の魅力などを全国のふるさと納税ユーザーへ確実に情報を発信してまいります。

また、ふるさと納税からつながる関係人口の創出と拡大を進めるため、前年度寄附者を対象にしたおわせ港まつりへの招待「おわせ港まつりに行こう」や首都圏の寄附者を対象にした東京日本橋三重テラスで行う「尾鷲の昼ごはんできたで」を実施し、尾鷲の食のみならず、歴史や文化をさらに知っていただく機会を創出し、市制７０周年イベントとリンクさせ、歴史や文化を体験することで本市とのさらなる関係を構築し、共感を呼ぶ尾鷲市ふるさと納税事業を推進してまいります。

事業費の内訳につきましては、委託料１億６，０００万円、役務費５，２３０万４，０００円で、財源内訳はその他特定財源、ふるさと応援寄附金１億６，０００万円、一般財源５，４３９万７，０００円であります。

以上でふるさと納税事業についての説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長 予算書の５５ページにお戻りください。通知いたします。

次に、２目文書広報費は１，４７７万１，０００円で、前年度に比べて１１２万３，０００円の増額で、財源内訳はその他として広告事業収入が４５万円、残りが一般財源でございます。

広報等発行事業の主なものは、需用費の印刷製本費６９５万２，０００円は広報おわせ１万部の印刷代、役務費の広報配布手数料が３６９万６，０００円、委託料として広報配布委託料が１０７万６，０００円、今回、７０周年の記念事業として広報番組制作放送業務委託料３６万３，０００円、使用料及び賃借料として次ページに記載のホームページに係るクラウドシステム（ＡＳＰ）利用料が１７３万７，０００円でございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当係長から詳細を説明いたします。

○山本政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の１１ページを御覧ください。通知いたします。

広報・広聴事業について説明させていただきます。

まず、広報事業といたしましては、広報おわせ、ホームページ、エリアワンセグ、ツイッターやＬＩＮＥ等のＳＮＳなど、各種媒体の特色を生かし、行政情報を分かりやすく、効率的、効果的に提供してまいります。特に広報おわせにつきましては、より親しみやすく、分かりやすい広報紙を目指し、本年度に引き続き、中学生の皆さんと一緒に自らが読みたい、市民の皆さんに伝えたい紙面づくりに取り組みたいと考えております。

次に、広聴事業としましては、市民懇談会や市長への手紙など、広聴の機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、広報広聴事業における７０周年記念事業といたしましては、公式ＳＮＳ記念カウントダウン事業が需用費、通信運搬費で９万２，０００円、写真展、町案内事業が需用費で７万円、シティプロモーション事業として委託費３６万３，０００円を予算計上しております。

また、財源内訳のうち、その他特定財源として広告事業収入４５万円を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長 予算書の５６、５７ページにお戻りください。通知いたします。

5 目の企画費でございます。

企画費は本年度予算額が 1 億 5,526 万 1,000 円で、前年度より 2,977 万 6,000 円の増額です。財源内訳は、南部地域活性化基金事業費補助金をはじめとする国県支出金が 280 万円、ふるさと応援基金をはじめとするその他が 711 万円、残りが一般財源です。

最初に、企画振興事業は 183 万円でございます、内訳は尾鷲市地方創生会議に係る委員への報償費、旅費のほか、負担金として、おわせ S E A モデル協議会負担金 100 万円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当調整監から詳細を御説明いたします。

○濱田政策調整課調整監 それでは、主要施策の予算概要の 12 ページを御覧ください。

おわせ S E A モデル事業について説明させていただきます。

事業内容につきましては、おわせ S E A モデル事業における企業誘致、事業誘致に結びつけるための活動費として、おわせ S E A モデル協議会に対し、市、中部電力、尾鷲商工会議所の 3 者同額でそれぞれ 100 万円ずつ負担するに当たり、本市として当該事業に係る負担金を支出するものであります。

令和 4 年度負担金につきましては、63 万 4,000 平米の広大な跡地を有効に活用し、雇用の創出と集客交流人口の拡大による地域活性化に結びつけるため、大型製材工場をはじめとする継続した企業誘致活動や企業誘致に結びつけるために必要な実証試験データ調査のほか、協議会ホームページ改修等に係る経費に対する負担金となっております。

事業費は 100 万円で、財源内訳は一般財源が同額の 100 万円であります。

説明は以上となります。

○三鬼政策調整課長 予算書の 58、59 ページへお戻りください。通知いたします。

次に、交通体系関係事務経費でございます。

本事業は 8,411 万 5,000 円の予算を計上しております。

主なものとして、委託料の自主運行バス運行委託料 5,371 万円は、ふれあいバス九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線の運行業務委託料、尾鷲市コミュニティバス指定管理料 1,983 万 3,000 円は、ふれあいバスの尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料でございます。

負担金、補助及び交付金は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会負担金 74 万 6,

０００円のほか、本年度の新規負担金としまして伊勢鉄道経営支援負担金３８５万６，０００円、地域間幹線系統確保維持費補助金５０５万７，０００円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当係長から詳細を説明いたします。

○山口政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の１３ページを御覧ください。

交通体系関係事務経費について説明させていただきます。

事業内容につきましては、市内の地域公共交通について有識者や交通関係者等で構成する尾鷲市地域公共交通活性化協議会で協議するとともに、主にふれあいバス５路線のバス運行を行うものであります。来月１日から尾鷲地区を発着する新たな路線ダイヤでの運行を開始いたしますので、運行の開始に向けて各種広報媒体での周知や地区への情報提供を行い、円滑な移行ができるよう取り組んでまいります。

事業費総額は８，４１１万５，０００円であり、その財源内訳は国庫支出金６０万９，０００円、その他特定財源が７００万円、一般財源が７，６５０万６，０００円であります。

説明は以上であります。

○三鬼政策調整課長 予算書の５８、５９ページにお戻りください。通知いたします。

次に、広域事務経費１９７万７，０００円につきましては、東紀州地域振興公社負担金でございます。

次に、国際交流事業は、尾鷲市国際交流協会への補助金５万円の計上でございます。

次に、総合計画進行管理事業は、第７次尾鷲市総合計画の進行管理を行う経費で、１８万円でございます。１１節役務費の通信運搬費１４万９，０００円は、総合計画における施策の成果、進捗状況などを確認するための市民アンケートに係る郵送料でございます。

次に、地域創生関係事務経費は３５万９，０００円であります。

次のページをお願いいたします。

その内容としましては、東京尾鷲会や各鷲友会の方々と双方向に情報発信、交流を行うことで尾鷲応援団の拡大を目指すものでございます。主なものとして、８節旅費２５万４，０００円は、東京尾鷲会総会役員会への参加旅費でございます。

続きまして、定住移住促進事業は１，００３万６，０００円であります。主なもの

は、関係人口づくりに関する消耗品費が236万3,000円、通信運搬費が119万6,000円、委託料111万9,000円は360度カメラを活用した空き家バンク強化・活用連携事業委託料でございます。また、18節負担金、補助及び交付金331万5,000円のうち負担金51万5,000円は、新規として田舎暮らし体験ツアー負担金をはじめとする事業の負担金でございます。また、補助金280万円は、空き家バンクに登録いただいた所有者に対する家財道具等の処分や清掃に対する補助金が80万円、首都圏からの移住者に対する尾鷲市移住支援補助金が200万円であります。

ここで、主要施策の予算概要により担当係長から説明いたします。

○中村政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の14ページを御覧ください。通知します。

定住移住促進事業について御説明させていただきます。

事業の目的は、これまでの移住促進の取組に加えまして、多様な生活スタイルやニューノーマルに対応した定住維持を促進し、新しい人の流れを創出していくことを目的としております。

事業の内容といたしましては、定住移住の推進として定住移住の促進をミッションとした地域おこし協力隊と連携しながら、ワンストップの移住相談窓口、移住体験住宅、国、県と連携した東京圏からの条件付移住に対する移住支援など、移住サポートの充実を図るこれまでの取組を引き続き実施していきます。

次に、ふるさと納税者からつながる関係人口づくりでは、ふるさと納税者が最も多い東京都からの寄附申請者を対象に東京三重テラスのほうで尾鷲をPRし、尾鷲を深く知ってもらい、また、おわせ港まつりへの招待「おわせ港まつりに行こう」で尾鷲に何らかの関わりを持ってもらうことによりまして関係人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

継続事業としまして、空き家バンク強化・活用連携事業では、360度カメラを使いまして空き家バンクに登録されている物件をストリートビューのようにネット上で詳しく閲覧できる状態にします。また、移住体験住宅においてDIYのワークショップを開催することで空き家の流通を促進するとともに、業務の効率化に努めたいと考えております。

新規事業としまして、田舎暮らし体験ツアー事業では、東紀州の市町で実行委員会を組織しまして連携を取りつつ、真剣に移住を検討している方を対象に交通費やレンタカー代を補助、周遊ツアーを実施し、移住につなげます。

もう一つの新規事業としまして、空き家バンク推進キャンペーン事業では、東紀州の5市町の連携で三重県のサイト「ええとこやんか三重」にSNS広告のバナーを作成しまして、空き家バンクのホームページに誘導、空き家バンクの登録の推進につなげます。

事業費予算額につきましては1,003万6,000円で、財源内訳は国庫支出金としまして4万1,000円、県支出金としまして南部地域活性化基金事業費補助金65万円、三重県移住支援事業補助金150万円、その他特定財源としまして移住体験住宅使用料6万円、残り778万5,000円が一般財源でございます。

説明は以上となります。

○三鬼政策調整課長 続まして、お願いいたします。予算書の61ページへお戻りください。通知いたします。

地域おこし協力隊事業でございます。

5,671万4,000円を計上いたしております。まず、協力隊への報償費が3,075万6,000円、次のページをお願いいたします。協力隊活動費補助金が2,199万8,000円でございます。今回増額の理由としましては、新年度から協力隊への月々の報償費及び年間の活動費補助金につきましては、よりよい人材の確保と活動の活性化を狙いとして特別交付税の基準内で増額した予算を計上いたしております。なお、協力隊に関連する事業費は全て特別交付税により措置されるものでございます。

ここで、再び主要施策の予算概要により担当係長から説明いたします。

○中村政策調整課係長 続まして、主要施策の予算概要の15ページを御覧ください。通知します。

地域おこし協力隊事業について御説明させていただきます。

事業の目的としましては、外部人材を活用し、地域課題の解決や地域の活力づくりを進めることで、地域と外部人材が一緒に創る活力あるまちづくりの好循環を目指すことを目的としております。

令和6年度の地域おこし協力隊の配置につきましては、三木里町が2名、向井地区が1名、三木浦町が1名、早田町が1名、ふるさと納税をきっかけとした関係人口づくりが2名、定住移住促進についてが5名、合計12名の予定となります。

次に、地域おこし協力隊募集活動につきましては、全国の自治体が隊員の募集を行っていることもありまして新規隊員募集は大変厳しい状況ではありますが、募集情報の発信に加えまして、OB隊員や現役隊員と連携した現地見学会や協力隊体験

会など、本市の隊員と実際に会って活動内容や魅力を知っていただけるイベントなどを実施しまして新規隊員の募集を進めていきます。

事業費の内訳につきましては、総務省の定める協力隊設置要綱に準じまして、令和6年度より報償費の月額を20万8,000円から23万3,000円に、活動補助金を150万円から200万円に増やしております。隊員の活動報償費3,075万6,000円、活動費補助金2,199万8,000円、起業支援補助金100万円、募集経費296万円の合計5,671万4,000円であります。

以上で地域おこし協力隊事業についての説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長　　続きまして、予算書の66、67ページを御覧ください。お願いいたします。

10目の男女共同参画費でございます。これは25万円で、財源は一般財源であります。新年度におきましても、尾鷲高校及び三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の協力の下、同校における男女共同参画セミナーの開催を行うほか、男女共同参画連携映画祭などの広報啓発活動も実施したいと考えております。

次に、82、83ページを御覧ください。通知いたします。

5項の統計調査費、1目統計調査総務費のうち、一般統計事務経費は10万円の計上で、尾鷲市統計書の作成に係る経費でございます。

次に、2目指定統計調査費は185万1,000円で、指定統計6件に要する費用でございます。

以上で、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明とさせていただきます。

○南委員長　　御苦労さまでした。

議案第11号の令和6年度の当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員　　何点かあるんですけども、まず国際交流の補助金について、僅かな額なんです。5万円ほどなんですけれども、結構ふだんからいろんな活動は見せてもらうんですけども、今後、これは商工のほうの観光事業とも関わるのかなと思うんですけども、インバウンド強化なんかにおいても、人材育成であるとか後継者であるとかというあたりで国際交流に関わる人たちを増やしていただく部分も必要かなと思うんですけども、この活動資金、この辺りで十分なのかなというのをちょっとお聞かせいただきたい。

あと、輪内中学校をはじめとする輪内の教育の中で、特色のある教育に関しては

英語の強化ということなんかもありますよね。こういったところの特色ある教育とこの国際交流メンバーたちとの関わりによってできる新しい教育体制なんかも考えられるのかなと思うので、国際交流の活動について、こういった考え方で進めるのかというのをお聞かせいただければと思います。

○三鬼政策調整課長　今回の予算計上も活性化基金の繰入金を活用しまして支援をさせていただいているものでございます。現在、国際交流協会は昨年度10万円の予算をいただいたのも、昨年度20周年を迎えまして、以前から国際交流の行ってきたことを広くPRするとともに、新しい会員さんの募集であるとか、活動の幅を広げたいという会長をはじめとする会員さんの積極的な意見から広がりを見せております。

しかしながら、なかなか会員数も大きく広がりを見せておりませんが、先ほど委員のおっしゃられたような、いわゆる子供たちへのつながりであるとか、今後増えるであろう、いわゆる外国人の住民の数、最近も三重県から発表されておりました、尾鷲市は258人の方が外国人住民として登録されておりました、ここ1年で12.7%、約1割以上増えているという状況でございます。ですので、こういう方についても、つながりを持たせることで市民のいろんな活動にも参加いただけることも含めて、今、国際交流協会の会長さんをはじめ役員の方が積極的な活動、いわゆる予算を伴わなくても自分たちで行う活動も含めて非常に積極的な提案をいただいておりますので、私たちもそれに合った形で、いわゆる市民を巻き込んだ、できれば学校も巻き込んだ形で、特にALTの先生なんかが来られたときにウェルカムパーティーとかフェアエルパーティーとか、そういうときには学校のお子様たちも非常に保護者も含めて多く参加いただいている、そういう御理解は一定程度ございますので、それを一つ進めてどうしていくかというところを今話し合っているところでございます。

○濱中委員　今、課長が御紹介いただいたような催しに関してはネットを通じていろいろと情報を見せていただいておりますので、その辺りでやはり経費のかかるところもあるのかなというふうに感じておりましたので、あと、本冊（予算書）61ページの定住移住の事業に関してなんですけれども、昨年よりもかなり予算が増えている部分、もう少し詳しく御説明をいただけないですか。どの部分がどういうふうに増えてということ、これ、倍増ぐらい……。

○三鬼政策調整課長　御説明申し上げます。

確かに今回、定住移住のところが先ほど申し上げましたように増加している要因

は、消耗品費のところは昨年度は8万8,000円のところが今回236万3,000円と、200万円余り増えています。これは70周年記念事業のふるさと納税からつながる関係人口づくりで、先ほど調整監も説明いたしましたが、港まつりへ行くこのイベントであるとか、いわゆる東京でのイベントも含めたところを一層丁寧に実行して、確実に関係人口を定着させて広がりを持たせていこうという70周年に関するふるさと納税からつながる関係人口づくりの消耗品が二百数十万増えているというところがございます。それも含めて、関連経費としまして通信運搬費も117万3,000円、前年に比べて増えておりますのも、70周年記念、ふるさと納税からつながる関係人口づくりに関連する郵送関係も増えておりますので、そう御理解いただければと思います。

○濱中委員 今のは理解いたしました。

最後に、地域おこし協力隊の人数12名というふうに先ほど資料のほうからお聞きしました。これは現在進行形の協力隊を含めた合計人数なのか、新たになのかというあたりと、あと、ここで紹介された地域おこし協力隊と各課が自分のところで担当課が違っている協力隊、ありますよね。それを合わせた合計なのか、その辺りをもう少し、ここで分かる限りで結構です。

○三鬼政策調整課長 地域おこし協力隊事業につきましては、政策調整課でまとめて行っているものは募集経費といいまして、1団体当たり国から特別交付税で交付される金額の範囲内でできますので、募集経費は政策調整課だけで持っております。ですので、この12名と記載させていただいたものは政策調整課の所属だけでございまして、現在は協力隊は市全体で10名ございまして、現在は6名が政策調整課、4名が水産農林課でございます。私どもも本年度予算で面接を行う予定の協力隊応募者もいるんですが、いわゆる政策調整課としては現在の6名に、来年のことも含めまして、あと6名採用して12名にしたいと考えております。後で別の水産農林課とか商工観光課も同様の説明をされると思いますので、よろしくお願いします。

○小川委員 予算概要の15ページ、先ほどと関連しておるんですけども、濱中さんの意見と。報償費が280万円以内、活動費が200万、それで理解してよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 はい、その認識で正解でございます。

○小川委員 先ほど活動補助金1人150万と言われましたけど、下の部分の起業支援補助金、募集経費、これを合わせて大体200万ということなんですか。

○三鬼政策調整課長 協力隊1人当たり月額報酬が今20万8,000円から新年度は23万3,000円に上げさせていただきたいと思っています。年間の活動経費が150万円の現在が令和6年度から200万円に50万円アップですし、15ページにあります起業支援補助金100万円は、協力隊を終えた方が新たに起業するときに別枠で100万円用意してございますので、令和6年度に活用する人が1人いるという説明でございます。

○小川委員 その報酬費が1人23万円、これ、単純に12を掛ければよろしいんですか。

○三鬼政策調整課長 確かに23万3,000円掛ける12か月の満額、1年通していらっしゃる方と、新規の募集ですと年度後半、いわゆる下半期で募集を想定していることもございますので、全ての方が12か月分確保しているわけではなくて、総トータルの中で半年間の方もこの中にはいらっしゃいます。

○小川委員 それじゃ、半年とか、ずれがあって、皆さん、4月からずっとおるんやったら300万ぐらい足らんけどなと思っておったんですけど、途中から採用ということがあるんですね。分かりました。

○濱中委員 ごめんなさい、一つ聞き漏らしました。

同じ61ページの定住移住の中の移住支援補助金、東京圏域から移住された方の補助金、これ、例えば空き家バンクも使わず、本当に市に入ってきたときの籍を移すだけでも全く行政と関わらずに移住された方たちをどういうふうにして把握して、こういった補助金の御案内をするのかなというのをいつも思うんですけど、どうですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、この首都圏からの移住支援金は正直条件が複数ございまして、まず首都圏在住である方、首都圏からこちらに越してくる場合に新しく仕事を求める以外は、東京が本社のいわゆるIT関係で、こちらでもその会社に関連したままお仕事ができる方は要件に当てはまります。そういう方が単身では60万円、夫婦では100万円、さらに子供さんは1人につき100万円という枠で今年も200万円用意させていただいています。それが5年間以上尾鷲市に継続して住むことの意味表示を前提にしているものでございます。

一旦、向こうでお仕事を辞めて、こちらに新たに職を求める場合には、三重県の登録されている事業者就職する場合でないと該当しないという少しまだ不十分な点がございます。

そういうことも含めて問合せは幾つかいただいているんですが、この周知となり

ますと、やはり首都圏からの方は、御存じの方もたくさんいらっしゃいますが、当然存じ上げていない方もいらっしゃいますので、その辺は確かに漏れがあるというのはあるでしょうけど、その辺も含めて、SNSも含めてそういうところは丁寧に発信していきたいなと思っているのが現状でございます。

○濱中委員　これ、国とか県とかの関連の補助金ですよね。尾鷲市にとっては相手が東京に住んでおろうが、隣の奈良県に住んでおろうが、尾鷲市民になっていただくという歓迎する面でお出しする尾鷲市へようこそその部分が今はないんですよね。これからどうなのかなという思いがあるのと、本当にただの転勤で来て5年間の任務で戻られる方とか、そういったいろんな条件のつけ方が公平に思うと難しいのかなという思いはあるんですけども、お金が目的じゃないという形ででも、やっぱり居住支援であるとか、そういったお得感を、尾鷲市に入っていただくことに対するお得感をPRする部分が必要かなとは思っているので、その辺りをちょっと今後の課題なのか、今どういうふうに考えているのかをお聞かせいただければ。

○三鬼政策調整課長　確かに移住だけで考えるとなかなか公平感も含めてつくり上げが難しいと思います。ですので、例えばその方たちがどういう目的で来られるかは千差万別ですけど、それに市が求めるものも加えて、そういう議論をしながらそういうところで差別化ができたかなというふうに考えているのが現状でございますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○中村委員　この61ページの今お尋ねされた消耗品費の236万3,000円について、港まつりでどのような消耗品を使われるのか、ちょっと明細を教えてくださいんですけど。

○三鬼政策調整課長　今後、このイベントにつきましては、港まつり実行委員会の皆様も含めて、市だけではなしにいろんな形でつくり上げていきますので、変更があることはちょっと御了承いただきたいと思いますんですが、当初予算における予算要求のベースですと、いわゆる消耗品では、尾鷲節踊りのところで参加者に尾鷲節の手拭いを配布することで強い思いを持ってもらったかどうかというところで、手拭いのいわゆる費用であるとか、あと、70周年の港まつり関係は手拭いのところ、あと、ふるさと納税から港まつりではトートバッグとか、そういう消耗品の何かお渡しできるもの、ふるさと納税で来ていただく方には、記念品として港まつりの花火に招待したときにそういう一つ尾鷲をPRできるものを、ヒノキの少し小さいまないたをしたり、そういうものも含めて、ふるさと納税の700人御招待した方に記念品を渡させていただくことも想定しております。そういうところの積み重ねで今のと

ころは236万3,000円の主なところとしております。

あと、当然、いろんな形での、あと、東京で行うイベントについても、そういうふうな形で消耗品費を積み上げておって236万3,000円の予算要求となっております。

○中村委員　今の使用目的をお伺いしていたら、これ、PR費とか、イベント費で計上していただけた内容じゃないかなと思うんです。私、この消耗品費が230万ついていて実は非常に喜んだんですよ。何でかというたら、定住移住の日曜大工とかリノベーションするときの細かい材料費かなと思って、これに200万もつけてあげたら、すごく古民家改修して、イベントをして来ていただける人が多いのかなと思って実は非常に喜んだんですよ。でも、今お聞きしたら、来られる方に手拭いやまないたを配っても、それはPR、イベント費として計上してほしかったなと思って、この消耗品費は違う目的じゃないかなと思ったもので、これはできたら違う科目で計上していただきたいかったです。

○三鬼政策調整課長　イベントをつくり上げるにも、消耗品に当たるもの、いわゆる通信運搬費に当たるもの、委託料に当たるものとありますので、そういう形で今回は計上させていただいております。

あと、もう一つ、地域おこし協力隊のところで説明いたしましたように、協力隊の活動費を今回150万から200万にさせていただいたのも、協力隊がこういうイベントも含めて自分の活動の幅を広げるためにも予算の枠が、いわゆる特別交付税の範囲内で最大限活用されるようにという思いもありますので、そういうふうに御理解いただけたらありがたいです。

○南委員長　よろしいですか。

○仲委員　委員の皆さん、定住移住促進と地域おこし協力隊、かなり目を向けているような感じもしています。私もそうなんですけど。今、課長が答えたんですけど、2名の方が消耗品について前年度8万8,000円で今回236万3,000円に増えておると。これは質問される前にきちっと説明をするべきですよ。そうせんといと、質問されたからこうこうですよと、そういう予算づけというのはちょっとおかしいですよ。これ、改めてください。

それから、私の質問ですけど、まず61ページの定住移住の中で空き家バンク強化・活用連携事業委託料111万9,000円かな、これは説明されたとおり撮影するんでしょうけど、現在の空き家バンク、登録数、何件でしょうか。

○三鬼政策調整課長　令和4年度末で420件で、令和5年度は現在のところ6

0 件、480 件が現在の登録件数でございます。それに伴って、今年もこの空き家バンクを活用して定住移住に結びついた方が現在36名いらっしゃるという現状でございます。

○仲委員 ストリートビューのようにネット上で云々と書いておるんやけど、これ、外周りが写っておるのは何らかのほうで見つけるの。言うたら、空き家バンクの紹介をするために中まで撮影して、それを公開するということなんですか。

○三鬼政策調整課長 これは南部活性化地域の基金事業でございまして、年間目標数として10件撮影を予定して、今年も10件クリアしております。というのは、360度カメラで主に室内を重点的に閲覧する方が自由に閲覧できるような形で撮りまして、令和6年度につきましては、新たに先ほど担当係長が申し上げましたリノベーションも含めて行うんですが、今度はドローンを活用して、全体も含めて、確かに写ってはいけないものとか、そういう加工は必要ですけど、空き家バンクに登録した物件がどういう環境にあるかというところも非常に今求められているという助言もあって、令和6年度についてはドローン撮影の映像も加えて、この360度カメラで内部を写したものと重ねて、いわゆるよりいい状態の物件を見ていただく形の事業にしたいと思っています。

○仲委員 件数によっては110万円かかるかどうかという疑問がちらっと湧いたものですから、委託料の精査というのはやはり業務上適切かどうかというのは、これは予算づけが終わった後でもしてもらわんといと困るんじゃないかと思います。

次に、田舎暮らし体験ツアー負担金25万と金額が少ないんですけど、説明の中では来ていただく交通費やレンタカー代を補助するということで、それはそれによるんですけど、田舎暮らし体験というのはどういうふうな田舎暮らし体験をするという考え方ですか。

○三鬼政策調整課長 今回5市町連携の事業として、県の事業として行います。今回は紀宝町さんが事務局を担っていただく形で、負担金という支出の立てつけとしております。いわゆる首都圏で本当に移住を考えている方をあらかじめウェブサイトを通じて選定しまして、そういう可能性の高い方について、まずは紀北町から紀宝町までのいわゆるお勧めのところ、いいところを中心に市町の方が推薦したポイントを体験していただきます。あと、宿泊地も基本的には2泊3日も含めて、その方が希望される日数で対応しようと思っているのですが、そういうところも含めまして東紀州全体を一つの地域として認識いただいて、移住の候補地としていただくための連携事業として今想定して取り組んでおります。

○仲委員 地域おこし協力隊の件なんですけど、5年度の当初と比較すると、5年度は9名やったかな、3名増えておるんですけど、今の（聴取不能）で1名途中で入ったもので2名になっておるんやけど、この三木里町の2名というのは5年度は1名でしたね。それから、定住移住促進5名、この5名、三木里の1名と定住促進の5名というのは具体的にどのような活動をされるか、質問します。

○三鬼政策調整課長 定住移住の5名についてまず説明いたします。

定住移住につきましては、おわせ暮らしサポートセンターというところを活動拠点といたしまして、通常4名体制で行ってきた経緯がございます。今年も令和5年度を通じて2名ほど募集をしているのですが、直近で面接する方が1名現れましたので、採用の見込みでおりますが、ちょっと今年、応募された方と面接にまでたどり着けないケースが幾つかございまして、いわゆる空き家バンクを活用した定住移住につなげる業務を行っていただく方を、4名が通常でございます。もう一人はそれを特化した形で進めたいという考えがございまして、5名体制で行いたいというふうに考えております。

その狙いは、やはり定住移住につきましては、空き家バンクを活用したのと同時に仕事バンクも非常に大事なところから、そういうところとやっぱり定住移住につながる関係人口づくりを併せて、できたらまちづくりにも関わっていただきたいなという思いもあって5名という形で進めております。

それと、あと、三木里町の2名は、現在1名女性の方が御主人と共に定着しておられるんですが、持続可能な観光地づくりというミッションで入っております、三木里小学校を活用したまちづくりも含めて行っておって、それに加えて、その方がいる間に加えて1名を、ミッションは少し重なるところと違うところとあるんですが、それも含めて地区からの要望がございましたので、今、地区とミッションのすり合わせをしているところでございます。

○仲委員 先ほど定住移住促進事業の中身を質問させてもらって、いろいろと（聴取不能）ておると。一方では、地域おこし協力隊の中に定住移住促進5名が入っておりますね。その5名の方は左側の定住移住促進事業の、これは特化したものが書かれておると思うけど、この業務を主に担う定住移住の地域おこし協力隊ということで理解したらよろしいですか。そこら辺、ちょっとぐちゃぐちゃとおって分かりにくいですよ。

○三鬼政策調整課長 確かに協力隊と定住移住と費目は分かれているのでなんですけど、基本は定住移住によるまずは本当の定住移住を目指すその前に、いわゆる

集客、交流人口も拡大して、関係人口を増やして、最後は定住移住につなげていくという、そういういわゆる段階がございます。それも含めて、定住移住イコール地域おこし協力隊の定住移住のミッションと考えていただいて結構です。それを広く考えながら私たちはまちづくりをしていきたいんですけど、予算上ちょっと分かれておりますので、ちょっと説明が不十分なところがあるかもしれませんが、同じ考え方で進めておりますことを御理解いただきたいと思います。

○小川委員 先ほどの説明を聞いて余計分からんようになっていったんですけど、地域おこし協力隊5名、空き家バンクで。その下に委託料で空き家バンク強化・活用連携事業委託料があるじゃないですか。これはどういうことなのかなと。これも去年から大体金額が倍近くになっていますよね。これは一緒のことをやるのかなと余計分からんようになっていったんですけど、ちょっと教えてもらえませんか。

○三鬼政策調整課長 111万のほうは南部地域活性化基金といいまして、県の基金を活用して2分の1費用を頂いてするものです。これは空き家バンクをいわゆるおわせ暮らしサポートセンターにいる、今は3名しかいないんですが、まだ協力隊員は。その方たちが登録された先ほどの460件の空き家バンクを有効活用して早く利用者を見つけるために、魅力ある空き家バンクを360度カメラで中を写してホームページに掲載して、いろんな方が見られるようにというのがこの119万円の事業ですので、そう御理解いただけたらと思います。加えて、ドローンも活用を令和6年度はしていきます。

○小川委員 じゃ、1人当たり200万に上げた活動費とはまた別個ということですね。

○三鬼政策調整課長 もちろん別でございます。

○西川委員 空き家バンクに関連してなんですけど、例えば尾鷲市内でアパートに住んでいる方が自宅を持とうと思い、空き家バンクを利用した場合は、そういうときは同じような優遇が受けられるんですか。

○三鬼政策調整課長 優遇と申しますとどの点ですか。

○西川委員 いろいろ家財道具を片づけるとか、そういう補助を見ますってさっき言っていましたよね。そういうのも尾鷲市内の例えば借家に住んでおる方が空き家バンクってなったら、尾鷲の人間は駄目ということはないんでしょう。

○三鬼政策調整課長 先ほど予算で説明した80万円の予算は、1件当たり4万円の空き家バンクに登録するときに既に住んでいたところを清掃したり、不要な家財道具を処分するための費用として4万円支給しておりますので、それは特に尾鷲

市内の物件であれば、所有者が例えば市外に住んでいる方でも対応はさせていただいておりますので、物に対して、いわゆる清掃した活動に対して4万円支給しているのが20件分の予算であります。

○西川委員 いや、尾鷲市内の今居住している方が空き家バンクを利用したときはそれは使ってもらえるんですかと。

○三鬼政策調整課長 その方の物件であれば大丈夫です。ですので、所有者はあくまでも、所有者に対して……。

○西川委員 尾鷲市内で、例えば尾鷲市内のアパートに住んでおる方が三木里町の空き家バンクを利用しようとしたときに、籍は尾鷲から三木里へ移るけど、その人は利用させていただけるのかということ。

○三鬼政策調整課長 ちょっと説明が不十分でごめんなさい、あくまでも空き家バンクは所有者が空き家バンクを活用して借りていただこう、購入していただこうとして提供するものですので、借りる方がこの補助金を使うのではなしに、持ち主が空き家バンクとして登録するときに支給する補助金ですので、住んでいる方が住み替えるときに活用する補助金ではございません。あくまでも、例えば私が空き家を持っていた場合、空き家バンクに登録するときにこのままでは清掃が必要だとか、後片づけが必要なときに私が申請する権利があって、住もうとしている人が片づけをするから補助金を下さいというものではございません。

○南委員長 他にございませんか。

○中里副委員長 主要施策の10ページでふるさと納税なんですけど、これは新たなサイトに登録するっておっしゃっていましたが、今現在載せてもらっているサイトというのはどのぐらいあるんでしょうか。

○西村政策調整課調整監 現在導入しておるポータルサイトは、ふるさとチョイス、楽天、ふるなびと、3社を今導入しております。令和6年度からなんですけど、新たなポータルサイトというのは、今検討中なのがアマゾンとさとふる、そこら辺を視野に入れて検討しております。

○中里副委員長 掲載するのに一つのサイトに、サイトというか、1件当たり一つのサイトに幾らかかるとか、あるんですか。

○西村政策調整課調整監 掲載するに当たっては費用は必要ございません。しかし、購入したときに寄附額の10%というような形で出来高払いです。

○中里副委員長 同じく主要施策で8ページなんですけど、この中で、今、尾鷲市はコンビニで証明書を発行する、交付する手続きができないと思うんですけど、これ

ができるようになるという予算も入っているということですかね。

○三鬼政策調整課長　先般、行政常任委員会でDXの基本方針と計画を説明させてもらったときにも表示したんですが、コンビニの利用については費用対効果の面で今の技術ではまだちょっとその導入にまで至っていないという内部の検討もございまして、今回、令和6年度で計上している経費の中ではコンビニ交付の予算は入っていないという理解でお願いいたします。検討課題として継続で今検討しておりますので、お願いいたします。

○中里副委員長　そうですね。やっぱりこういう地域ですので、ぜひコンビニ交付ができるようになるといいなと思います。三重県内でも結構ほとんどが、半分以上できているところが多いと思うので、ぜひ検討をお願いします。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、議案第28号、令和6年度の補正予算1号の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　それでは、続きまして、議案第28号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、政策調整課に係る予算について説明いたします。

補正予算説明書の8ページを御覧ください。お願いいたします。

歳入といたしまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の5,902万4,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

当課についてはこの入だけでございますので、以上で議案第28号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○南委員長　ありがとうございます。

補正予算の第1号の説明は以上でございます。

御質疑ある方、よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それじゃ、指定管理のほうをお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　続きまして、議案第23号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案書の55ページを御覧ください。お願いいたします。

尾鷲市コミュニティバスの指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2

第 6 項の規定により議会の議決を求めるので、よろしくお願いいたします。

内容につきましては、当課の資料により説明いたします。資料の 2 ページ、資料 3 を御覧ください。通知いたします。

尾鷲市コミュニティバスの管理業務を効果的……。

○南委員長 ちょっと待って、入ってこんよ。

お願いします。

○三鬼政策調整課長 お願いいたします。資料に基づき御説明いたします。

尾鷲市コミュニティバスの管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例第 3 条の規定に基づき、下記の者を指定管理者に指定するものでございます。

(1) 指定管理者は、所在地が三重県津市中央 1 番 1 号、名称が三重交通株式会社でございます。

(2) 指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。

(3) 同社を指定管理者として選定した理由につきましては、自家用有償運送のノウハウを熟知していること、通常運行の変更時の対応が迅速なこと、また、平成 21 年度から現在に至るまで、重大な事故がないこと等でございます。

(4) 管理業務の範囲は、①にございます車両の運転及び運行管理等に関する業務から以下⑧まで、記載のとおりでございます。

(5) 協定締結日につきましては、本定例会で議決をいただいた後に締結する予定でございます。

なお、(6) 指定管理料につきましては、先ほど債務負担行為で御説明いたしました 1,983 万 3,000 円でございます。

(7) 指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、令和 5 年 12 月 22 日から本年 1 月 11 日まで、公募要領等の配布に始まり、申請書類の受付を 1 月 20 日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社 1 社の応募ございました。1 月 25 日に事業者よりの提案をいただき、選定委員 5 名による審査を実施いたしました。その後、1 月 26 日に選定結果の通知を行った次第でございます。

以上で議案第 23 号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 議案 23 号の説明は以上でございます。

御質疑ございませんか。

○濱中委員 指定管理先に関してのことは十分説明で理解できましたけれども、コミュニティバスの公共交通の御案内の時刻表に須賀利への行き来の欠落した部分があるのを以前担当のほうに御連絡させてもらったんですけれども、それは改正されましたでしょうか。

○三鬼政策調整課長 確かに去年は新たに九鬼・早田線の3路線になったところも含めて時刻表等は改めさせていただきました、トータルで。今回も、今、係長から説明がありました行野から尾鷲駅へ通ずる市内循環と、あと、光ヶ丘も含めて1便増加することは、以前、行政常任委員会で御説明申し上げましたが、ダイヤ改正を行う予定ですので、そこで改めて確認はいたしますが、須賀利については特に変更はございませんでしたので、その辺について何か御不明な点があればよろしくお願いいたします。

○濱中委員 時刻表に尾鷲方面行きの分は尾鷲までの時刻が書いてあるんですけれども、須賀利方面行きの時刻表に尾鷲を何時に出るというのが載っていないんですよ。ですね。島勝集会所前からの時間しかないので、尾鷲から何時に乗ればそれにつながるのかが載っていないんですよ。なので、尾鷲から須賀利に行きたい人がその時間が計れなくておったということがあったので、少し前にそれはお伝えしたんやけれども、ちょっと時間がたっておるかなと思ったので。

○山口政策調整課係長 そちらの路線につきましては、尾鷲市が委託する運行の経路ではなくて、島勝線の経路になるのはなるんですが、その島勝線の経路に係るダイヤ表について、全ての停留所に止まるようなものを用意していただいて、利便者の困り感をなくすために尾鷲市のホームページに載せたいのでということで連絡はしてあります。確かに委員さんがおっしゃられるとおり、少しお時間がたってしまったのは申し訳なく思っているんですが、昨日も協議をさせていただきまして、急ぐように連絡はさせていただいております。その分は非常に申し訳なく思うんですが、必ず対応させていただきますので、よろしくお願いします。

○濱中委員 須賀利も観光というか、特色あるまちとして注目いただくような発信が出ている地域なので、これはふだんの生活の中だけではなくて、須賀利を訪れようとする人の交通が今はもうバスしかないですから、これはどなたが見ても分かる形をできるだけ早くきちんと情報発信をしていただくようお願いしておきます。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼政策調整課長 対応させていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、政策調整の審査を全て終了いたします。ありがとうございます。

ここで、４５分まで休憩します。

(休憩 午後 ２時２９分)

(再開 午後 ２時４０分)

○南委員長 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

今日は、残り、議会事務局、会計課、監査事務局で終了したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会事務局の付託案件の説明からお願いいたします。

○高芝議会事務局長 議会事務局です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第１１号、令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、議会費について説明させていただきます。

予算書の４２、４３ページを御覧ください。

歳出の第１款第１項第１目議会費の本年度予算額は９，１０４万８，０００円で、前年度と比較いたしまして６７０万６，０００円の減となり、財源内訳は全て一般財源でございます。

それでは、まず、議員報酬手当等につきましては５，７９８万４，０００円で、内訳といたしましては、令和５年度は議員さん１０名ベースで予算計上させていただいておりましたが、令和６年度は欠員１名分を差し引いた議員９名分の議員報酬、期末手当、議員共済組合負担金の予算計上とさせていただいております。前年度比較で７０８万８，０００円の減額でございます。

次の議会費職員人件費につきましては、総務課のほうより一括して説明がありましたので、割愛させていただきます。

次に、議会運営経費、お願いします。本年度予算額は８０３万３，０００円で、前年度比較で７０万８，０００円の減額でございます。

内訳の主なものを説明させていただきます。

まず、８節旅費は議長会関係の会議や各委員会の管外行政視察旅費など２４９万１，０００円の計上で、前年度比較で２９万９，０００円の減額となっております。

次に、９節交際費は前年度と同額の３０万円、１０節需用費は前年度比３，０００円減の７８万６，０００円の計上でございます。

次に、１１節役務費は前年度と同額の１３万９,０００円、１２節委託料は会議録の反訳委託料１９万６,０００円の計上でございます。

次に、１３節使用料及び賃借料につきましては、議会中継用のインターネット及びタブレットの回線使用料が８万７,１００円、ペーパーレス会議システム利用料９万９千円などを計上しております。

次に、１８節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、全国市議会議長会負担金から中南勢都市議会議長会負担金まで、それぞれほぼ例年どおりの予算計上とさせていただいております。

最後に、予算書の１０ページのほうをお願いします。

第２表債務負担行為中、最上段のペーパーレス会議システム利用料、こちらにつきましては、本年１０月末をもってサイドブックスのほうの利用契約期間が満了となりますので、１１月からの新たな３年間の利用計画に際し、令和７年度以降に発生する金額２万５千５百８,０００円を限度額として定めるものでございます。

令和６年度一般会計予算のうち議会費に係る説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長　　当初予算の説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

○中里副委員長　　すみません、ちょっと要望なんですけれども、本会議場の音声なんです、ちょっと前から皆さんで話し合ったことなんですけれども、やっぱり聞こえが悪いとすごい言われるので、その辺をどうか改善していただけないかなという要望です。

○高芝議会事務局長　　中里委員さんの御質問にお答えします。

中里委員さんが今御質問いただいた件につきまして、ほかの議員さんからも議場の設備の老朽化に伴いまして、映像を含め、不具合のほうを御指摘いただいております。令和６年度以降になりますが、議長及び議会運営委員会の委員長さん等に御相談の上で更新に向けた情報収集のほうなどを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、議会事務局の審査を終了いたします。

次に会計課、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。それでは、会計課のほうでの議案第１６号の令和５年度の補正

予算の 9 号の説明をお願いいたします。

○野地会計管理者兼課長 会計課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 16 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 9 号）の議決についてのうち、会計課に係る予算について補正予算書に基づき御説明いたします。

例年 3 月補正にて計上しております歳入 2 件でございます。

補正予算書の 18、19 ページを御覧ください。

ページ下段の 16 款財産収入、1 項財産運用収入、3 目基金運用収入、1 節基金運用収入の補正額 64 万 1,000 円のうち、会計課分としましては 52 万 6,000 円の補正となります。これは前年度の用品調達基金会計の剰余金であります。

次に、次ページ、20 ページの下段を御覧ください。

20 款諸収入、2 項市預金利子、1 目市預金利子、1 節市預金利子については 2 万 8,000 円の増額です。これは定期預金利子で、歳計一時預金利子として 2 万 8,000 円を計上し、合計 2 万 9,000 円とするものであります。

以上が補正予算の説明であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 補正の 9 号は以上でございます。

御質疑ございませんか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、引き続きまして議案第 11 号、令和 6 年度当初予算の説明をお願いいたします。

○野地会計管理者兼課長 続きまして、議案第 11 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、会計課に係る予算について予算書により御説明いたします。

予算書の 34、35 ページを御覧ください。

歳入についてであります。

ページ下段にあります 19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金は、前年度繰越金として 1,000 円の計上となります。

次に、次ページの二つ目、20 款諸収入、2 項市預金利子、1 目市預金利子、1 節市預金利子は、歳計一時預金利子として 1,000 円の計上です。

続きまして、ページ下段にあります 5 項雑入、1 目雑入、2 節総務費雑入 5,289 万 3,000 円のうち、会計課分といたしましては、1 行目にございます白地図等売却代 2 万 1,000 円の計上となります。

次に、歳出であります。

予算書の４４、４５ページを御覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費７億８,５８２万１,０００円のうち、会計課分について御説明いたします。

少しページが飛びまして、５２、５３ページを御覧ください。

会計課分としまして、ページ中段の会計事務経費４８１万４,０００円の計上があります。内訳としまして、１０節需用費は４４万４,０００円で、消耗品費２３万２,０００円、印刷製本費２１万２,０００円で、主にコピー用紙及び決算書作成等に係る経費であります。１１節役務費は４３１万２,０００円で、通信運搬費６１万７,０００円は口座振込通知書等の郵送代及び振込等データ伝送サービス料であります。

次に、窓口収納手数料及び公金振込等手数料については、委員会資料の１ページを御覧ください。

現在、総務省では、地方公共団体と指定金融機関等との収納支払い業務において、効率化、電子化の経費負担の見直しを地方公共団体に対して求めており、制度変更等もあることから、令和６年度より全国的に公金関連手数料の有料化を進めていく状況となっております。これにより、県内自治体も同一の窓口収納及び公金振込手数料単価により指定金融機関及び収納代理金融機関への経費負担を行う形となりました。窓口収納手数料につきましては令和６年４月より開始となり、年間約２万６,０００件の９４万４,０００円、また、公金振込等手数料につきましては１０月より開始となり、半年間で２万４,５００件の２７５万１,０００円を計上しております。

当初予算書の５２、５３ページにお戻りください。

１３節使用料及び賃借料は複合機使用料５万３,０００円、１８節負担金、補助及び交付金の会計管理者関係負担金は、県内１４市で構成する三重県都市会計管理者協議会の負担金５,０００円であります。

続きまして、庁内事務経費は７７万９,０００円の計上であります。１０節需用費７０万７,０００円は、消耗品費８万５,０００円、印刷製本費６２万２,０００円で、納付書用紙類の購入や封筒印刷経費であります。１１節役務費は保険料３万２,０００円で、全国市長会公金総合保険料であります。１７節備品購入費は、庁内職員椅子の購入費４万円であります。

続きまして、２０８、２０９ページを御覧ください。

１１款公債費、１項公債費、２目利子２,８１０万９,０００円のうち、会計課分

を御説明いたします。一時借入金利子 4 1 万 1 , 0 0 0 円は、一時借入れをした場合の利子償還金として 2 2 節償還金、利子及び割引料 4 1 万 1 , 0 0 0 円の計上でございます。

以上が会計課に係る補正予算並びに当初予算の説明となります。御承認賜りますよう御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、報告事項のほうをお願いいたします。

○野地会計管理者兼課長 続きまして、報告事項をさせていただきます。

委員会資料の 2 ページを御覧ください。

尾鷲市指定金融機関の交代について報告させていただきます。

現在の指定機関である紀北信用金庫については本年 6 月 3 0 日をもって 3 年間の指定期間が終了となります。なお、指定金融機関の指定については、平成 2 9 年第 1 回定例会において、百五銀行、第三銀行（現：三十三銀行）及び紀北信用金庫において 3 年間の輪番により指定することが議決されております。これにより、令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで百五銀行の順番となるため、円滑な交代が行えるよう今後事務を進めてまいります。

なお、指定金融機関の過去からの状況につきましては、御覧の表のとおりでございます。

なお、水道事業も同様に百五銀行に交代になりますので、参考として次ページに記載させていただきました。

報告事項は以上でございます。

○南委員長 ただいまの報告事項について、御質問なり御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、会計課の審査を終わります。ありがとうございます。

じゃ、本日最後になります。監査委員事務局。

それでは、監査委員事務局の付託案件であります。

まず、議案第 3 号、尾鷲市監査委員条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○仲監査委員事務局長　　監査委員事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第３号、尾鷲市監査委員条例の一部改正についてについて説明させていただきます。

今回の条例改正は、令和５年５月８日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和６年４月１日より施行されることに伴い、地方自治法を引用する尾鷲市監査委員条例の条項の一部を改正するものであります。

新旧対照表で説明させていただきます。

１ページを御覧ください。

それでは、説明させていただきます。新旧対照表の第２条のほうを御覧ください。

この条文は、監査委員が実施する外部からの請求、または要求による監査について、受理した日から６０日以内に実施しなければならないことを定義した条文であります。下線部分を御覧いただきますとおり、地方自治法第２４３条の２の２第３項の規定が内容を変えず新たに第２４３条の２の８第３項となったことで、いわゆる条ずれが生じまして、その引用する該当部分の改正を行うものであります。

ちなみに、新たに第２４３条の２の８第３項となった地方自治法の条文の内容といたしましては、普通地方公共団体の長、または管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査として、普通地方公共団体の長は、同条第１項の規定に該当する職員が同じく同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならないことを定めた条文であります。その内容自体に変更がないため、実質的に本市監査委員条例においても内容についての変更や影響はございません。

説明は以上でございます。

○南委員長　　説明は以上でございます。

この条例改正についてはよろしいですか。上位法の改正に伴う改定ということでございますので。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、議案第１１号、令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明をお願いいたします。

○仲監査委員事務局長　　それでは、議案第１１号、令和６年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、監査委員事務局の予算につきまして、尾鷲市一般会計・特別会計予算書に基づき説明させていただきます。

予算書の８２、８３ページの下段を御覧ください。

２款総務費、６項監査委員費、１目監査委員費の本年度予算額は２,０３４万１,０００円で、前年度と比べますと２万５,０００円の増額となっております。財源内訳といたしましては、全て一般財源となっております。

予算書、次ページ、８４、８５ページを御覧ください。

人件費を除きました監査事務費は２７７万７,０００円で、前年度に比べ２３万４,０００円の増額となっております。

監査事務費の内訳といたしましては、まず１節報酬１７７万円につきましては、代表監査委員、議選監査委員２名の委員報酬であります。

７節報償費６万６,０００円は、住民監査請求に係る弁護士に対する相談費用として、昨年度と同様に、１回２時間、３回分の弁護士料を計上させていただきました。

８節旅費３２万２,０００円は、今年度開催される全国都市監査委員会総会研修会並びに北陸、東海、近畿の三地区共催都市監査事務研修会への参加のための職員１名分の普通旅費９万８,０００円と監査委員２名分の費用弁償２２万４,０００円で、前年度と比較して１９万１,０００円の増額となっております。

次に、１０節需用費５２万円につきましては、定期監査、例月出納検査、決算審査等に係る事務用消耗品費、監査実務に係る参考書籍の購入費、書籍加除・追録代等の消耗品費で、主に付箋、ファイル、コピー用紙等の単価の値上がりにより前年度と比較して２万７,０００円の増額となっております。

次に、１１節役務費の通信運搬費１万円は、前年度と同様に、住民監査請求関係書類の簡易書留等に係る郵送代を想定して計上させていただいております。

１３節使用料及び賃借料の複合機使用料６万１,０００円につきましては、事務室設置の複合機使用料で、昨年度と同額でございます。

最後に、１８節負担金、補助及び交付金の２万８,０００円につきましては、記載のとおり、三地区共催事務研修会負担金、三重県並びに東海地区都市監査委員会の年会費及び総会、研修会への参加負担金であります。前年度と比較して１万６,０００円の増額につきましては、コロナ禍の影響により、昨年度、時限的に徴収のなかった全国都市監査委員会会費１万４,０００円の増加が主な要因でございます。

以上で監査委員事務局に係る予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

説明は以上でございます。

特に御質疑のある方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、監査事務局の審査を全て終了いたします。ありがとうございました。

本日はこれにて終了させていただきます。

また明日は午前10時より防災危機管理室から審査を行いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(午後 3時02分 閉会)